

第 5 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成20年 2 月 26 日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

平成20年2月26日（火曜日）

午前10時2分開議

午前11時57分休憩

午後1時1分開議

午後2時24分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第10号）

議案第5号 平成19年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第6号 平成19年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

議案第10号 平成19年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）のうち

議案第13号 平成19年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

議案第17号 平成19年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）

議案第22号 専決処分の報告及び承認について

議案第23号 平成20年度熊本県一般会計予算

議案第27号 平成20年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計予算

議案第28号 平成20年度熊本県収入証紙特別会計予算

議案第36号 平成20年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

議案第40号 平成20年度熊本県公債管理特別会計予算

議案第45号 熊本県教育長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

議案第47号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

議案第48号 熊本県地域振興局設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 熊本県公告式条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 包括外部監査契約の締結について

請第3号 県立劇場にパイプオルガンの設置促進に関する請願

閉会中の継続審査について

報告事項

① 熊本県行財政改革基本方針に基づく平成20年度実施計画について

② 公的資金補償金免除繰上償還について

③ 市町村合併の推進について

④ 熊本県消防広域化推進計画の策定について

⑤ 農業試験場跡地の利活用について

出席委員（8人）

委員長 中原 隆 博

副委員長 小早川 宗 弘

委員 西 岡 勝 成

委員 竹 口 博 己

委員 早 川 英 明

委員 鎌 田 聡

委員 吉 田 忠 道

委員 浦 田 祐三子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策局

局長 木本俊一

総括審議員兼次長 高木奎一

企画課長 内田安弘

秘書課長 岡本哲夫

政策調整監 永松俊雄

広報課長 山本理

総務部

部長 原田正一

総括審議員兼次長 正木暁

次長 木村利昭

危機管理監 奥村良博

首席総務審議員

兼人事課長 田崎龍一

総務事務センター課長補佐 今村昭彦

行政経営課長 小嶋一誠

私学文書課長 植木野史貴

首席総務審議員

兼職員課長 山野陽一

財政課長 市川靖之

首席総務審議員

兼管財課長 古澤哲男

税務課長 富田健治

市町村総室長 松見辰彦

市町村総室副総室長 村山栄一

危機管理・防災消防

総室長 坂田正充

危機管理・防災消防

総室副総室長 野田克巳

男女共同参画・パート

ナーシップ推進課長 広崎史子

地域振興部

部長 小宮義之

理事 上野信一

次長 黒田豊

次長 川口弘幸

川辺川ダム対策監 河野靖

首席政策審議員

兼地域政策課長 梅本茂

地域政策監 神谷将広

川辺川ダム総合対策課長 田嶋徹

情報企画課長 松永正男

文化企画課長 由解幸四郎

国際課長 園田素士

交通対策総室長 小林豊

交通対策総室副総室長 菅純一郎

首席統計審議員

兼統計調査課長 甲斐良一

出納局

局長 出水信治

会計課長 藤本玉留

管理調達課長 坂本友春

人事委員会事務局

局長 若本隆治

首席総務審議員

兼総務課長 高原秀男

公務員課長 田中明

監査委員事務局

局長 金田和洋

第一課長 児玉邦秋

議会事務局

局長 新開忠邦

次長 正木重臣

首席総務審議員

兼総務課長 畑坂純夫

議事課長 吉良洋三

政務調査課長 小原忠隆

事務局職員出席者

議事課課長補佐 宮崎聖

政務調査課課長補佐 武田正宣

午前10時2分開会

○中原隆博委員長 ただいまから、第5回総務常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案を議題といたしまして、これについて審査を

行ってまいりたいと思います。

議事次第のとおり、初めに平成19年度の補正予算について、執行部からの説明を求めた後、質疑、採決を行い、次に、平成20年度当初予算及びその他の議案について、執行部からの説明を求めた後、質疑、採決を行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中原隆博委員長 異議なしと認めます。よって、それに従い進めてまいりたいと思います。なお、審査を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔をお願いいたします。

初めに、原田部長から総括説明をお願いいたします。御説明は着席のままで結構です。まず、一度お立ちいただいてお座りいただいといるところがわかりやすいと思いますので、ほかの説明される方にもその旨、冒頭、申し伝えておきます。よろしくをお願いいたします。

○原田総務部長 おはようございます。それでは、お許しが出了たので、着席のまま説明させていただきます。

今回、御提案申し上げます平成20年度当初予算の概要について御説明を申し上げます。平成20年度当初予算につきましては、知事選挙が実施されますことから、いわゆる骨格予算として編成をいたしております。緊急に取り組むべき施策及び年度当初から始まる新たな制度に要する経費を除きまして、人件費や扶助費等の義務的経費、経常的経費及び継続的事業に要する経費を中心に計上することとどめております。

新規政策的経費につきましては、今後、十分な検討を行った上で、必要なものを平成20年度の補正予算で計上することといたしております。この結果、平成20年度一般会計当初予算の規模は6,175億円となり、平成19年度

当初予算額に比べますと15.6%の減となっております。また、特別会計は946億円、企業会計は71億円となっております。なお、今回の平成20年度当初予算では、地方交付税、臨時財政対策債は、都市部と地方部の税収格差是正のための地方再生対策費の創設などによりまして増加しますものの、一方では県税等は減少していることなどから引き続き県財政は厳しい状況が見込まれておるところでございます。

次に、平成19年度2月補正予算の概要について御説明申し上げます。今回の補正予算は歳出予算につきましては、国庫補助事業の内示増減や事業費の確定などに伴うもの、歳入につきましては、県税等収入の見通しが明らかになったものなどについて計上いたしております。この結果、2月補正予算の総額は一般会計で110億円の減、特別会計と企業会計でそれぞれ1億円の増となります。

以上が平成20年度の当初予算及び平成19年度2月補正予算の概要であります。このほか熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例、熊本県手数料条例の一部を改正する条例等、各種条例案件もあわせて御提案申し上げます。

予算関係の総括的な説明につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例等議案につきましては、各課長、総室長から説明させることといたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○中原隆博委員長 それでは、続きまして、財政課長から平成19年度2月補正予算の概要等について説明をお願いいたします。

○市川財政課長 2月補正予算の概要について御説明申し上げます。表紙に平成19年度2月補正予算と書いてある資料をごらんください。

資料の1ページでございますが、2月補正予算の概要でございます。ここは先ほどの総務部長説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

次に、2ページをごらんください。2ページと3ページは一般会計のほか、特別会計、企業会計ごとの補正状況一覧でお示しいたしております。特別会計、企業会計につきましては、それぞれの所管委員会で御審議いただいております。

次に、4ページをお願いいたします。こちらは一般会計の歳入予算でございます。

まず、1の県税につきましては、法人事業税等の増などから8億円余の増額、5の地方交付税は普通交付税の額が確定しております。50億円余の増額をしております。

次に、下の5ページでございますが、9の国庫支出金は国庫補助事業の内示減などによりまして40億円余の減額、12の繰入金は県債管理基金からの繰入金の減など214億円余の減額、13の繰越金につきましては、平成18年度決算の確定に伴いまして繰越金の額が確定しておりますことからその分を計上しております。

次に、6ページをお願いいたします。こちらは歳出予算でございます。

1の一般行政経費は15億円余の減額であります。そのうち(1)の人件費は職員給与費の減、(2)の扶助費は老人医療費給付費県負担金などの交付見込みに合わせた減、(3)の物件費は経費節減などによる減額でございます。(4)のその他は28億円余の増額となっておりますが、説明欄に県債管理基金積立金が増額となっておりますが、これは前年度決算繰越金の2分の1を地方財政法の規定に基づき積み立てるものでございます。

次に、下の7ページをごらんください。2の投資的経費につきましては、国庫補助の内示状況、入札残など執行に応じた減、国補正による直轄事業負担金の増などトータルいた

しまして49億円余の減額でございます。3の公債費につきましては、財源対策のため20年償還を30年償還に延長したことなどによりまして44億円余の減額でございます。

次に、8ページをお願いいたします。8ページは今回の補正に伴う必要な地方債の補正でございます。

以上が平成19年度2月補正予算案の概要でございます。9ページにつきましては、上益城郡選挙区補欠選挙に要する経費につきまして1月補正で専決処分させていただいております。この1月補正後の予算規模は7,440億5,800万円となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○中原隆博委員長 それでは、次に、各課の説明に入ります。関係課長から順次説明をお願いいたしたいと思います。

まず、補正予算関係でございますけれども、これにつきましては、田崎人事課長。

○田崎人事課長 人事課でございます。各課からの説明に先だちまして、今回、補正をお願いしております職員給与費及び経費節減に伴う減額につきましては、各課に共通する事項でございますので、先に説明させていただきます。人事課の例で説明させていただきますので、資料の14ページをお願いいたします。14ページ上段、人事課分の一般管理費のところをごらんをいただきたいと思っております。

人事課におきましては2,100万円余の職員給与費の減額補正をお願いしております。職員給与費の当初予算は、毎年1月1日時点の職員数をもとに算定されますが、4月の人事異動や組織改編等によりまして予算と実際の給与費に違いが生じてまいります。このため毎年2月議会で現状に合わせて補正をお願いしているものでございます。以下、補正予算の職員給与費につきましては、各課同様で

ございますので、各課の説明につきましては、省略させていただきたいと思いをします。

次に、下段の人事管理費のところをごらんください。人事課におきましては200万円余の減額補正をお願いしておりますが、これは県の厳しい財政状況を踏まえまして、予算の効率的な執行に取り組んだことに伴う減額でございます。これにつきましても、以下同様の事柄につきましては、各課の説明を省略させていただきたいと思いをしますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○山本広報課長 広報課でございます。

それでは、資料の12ページをお願いいたします。広報費の940万円余の減額をお願いしております。これは主に広報誌の発行時期の変更に伴う発行回数の減によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今村総務事務センター課長補佐 総務事務センターでございます。資料の14ページをお願いいたします。中段、総務事務センター欄をごらんいただきたいと思います。

人事管理費につきまして今回2,500万円余の減額補正をお願いしております。これは9月補正で予算計上させていただきました庶務事務集中化に伴いますシステムの回収費について契約額が全体予算額を下回ったこと、また、詳細設計等におきまして、当初予定しておりました今年度の事業の一部が平成20年度にずれ込むことによる減額でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小嶋行政経営課長 行政経営課でございます。資料の14ページの下段をお願いいたします。

一般管理費につきまして851万6,000円の減

額補正をお願いしております。主なものとしたしまして説明欄の2庁費のところに記載しておりますが、出資団体等の見直し状況管理事業に係る報償費の執行残93万5,000円の減額等となっております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○植木野私学文書課長 私学文書課でございます。15ページの上段をお願いいたします。

4段目の私学振興費につきましては7,500万円余の減額をお願いしております。説明欄をごらんください。私学振興助成費のうち、(1)の私立高等学校等経常費助成費補助の減額は、対象生徒数が当初見込みを下回ったことによるもので5,500万円余の減額となっております。(2)の過疎私立高等学校対策費補助及び(3)の私立高等学校授業料減免補助の減額は、いずれも対象生徒数が当初見込みを下回ったことによるもので、それぞれ1,000万円余の減額及び800万円余の減額となっております。(4)の私立学校施設整備支援事業の減額は、学校法人による今年度新規借入れがなかったことによるもので100万円余の減額となっております。

以上よろしく御審議をお願いいたします。

○山野職員課長 職員課でございます。資料の15ページ下段をお願いいたします。

一番下の恩給及び退職年金費でございますけれども、845万円余の減額をお願いしております。これは右の説明欄に書いておきますとおり、受給者の減少に伴う減額でございます。職員課総額では61万円の減額となっております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○市川財政課長 財政課でございます。資料16ページをお願いいたします。

まず、一般管理費のうち、説明欄の2庁費につきましては財政課で県庁職員全体の赴任

旅費など共通経費として一括計上しておりますが、これを執行の見込みを踏まえて減額するものでございます。

次の財政管理費につきましては、説明欄2から4につきましては利率の確定に伴いまして利子の積立額を補正しております。5につきましては、概要説明の際に御説明しましたように、前年度決算繰越金の2分の1を積み立てるものでございます。

1つ飛ばしまして元金は29億円余を減額しております。これも概要説明の際に御説明いたしましたでしたが、財源対策のため、20年償還を30年償還に延長するなど、また、後ほど報告事項も御説明いたしますけれども、公的資金の高金利債の繰上償還というのが認められるところでございます。こういったものの補正でございます。

次の利子につきましては、借入利率が想定利率を下回ったこと、その次の公債諸費につきましては、発行に要する手数料等が当初想定したものを下回ったことによる減額でございます。そのほか、これらにつきましては、公債管理特別会計繰出金の減額がっておりますけれども、次のページで御説明いたします。17ページをごらんください。

公債管理特別会計でございますが、これは市場公募債の発行、償還それから借換債など、こういったものの経理を区分するために平成16年度に設置したものでございます。いずれも減額となっておりますけれども、減額の理由は一般会計と同様でございます。

次に、下段にございます債務負担行為の設定をお願いしておりますところでございます。東京事務所職員宿舍の借り上げ、それから銀座熊本館の運營業務委託に係るものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○古澤管財課長 管財課でございます。資料

の18ページをお願いいたします。

財産管理費でございます。3,412万円の減額をお願いしております。これは説明欄に記載しておりますとおり、陳内土地区画整理事業の賦課金の額が確定しなかったもの、それから、電話設備の落雷対策工事並びに公用車の更新に伴う入札執行残の減額でございます。続きまして、下段の用地先行取得事業特別会計でございますが、一般会計繰出金としまして1億5,300万円余を増額しております。これは土地開発基金を昨年6月に廃止いたしまして、その後の基金運用から生じた収益及び繰越金等を一般会計に繰り出すものでございます。

管財課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○富田税務課長 税務課でございます。19ページをお願いいたします。

税務総務費は執行残の減額でございます。また、賦課徴収費以下、交付金、精算金については、税収の一定割合を市町村に交付したり、あるいは都道府県間で精算をするものでございます。これによって補正総額として5億1,700万円余の減額をしております。よろしくお願いいたします。

○松見市町村総室長 市町村総室でございます。20ページをお願いいたします。

まず、一般会計の補正でございますけれども、地域振興局費の減額補正は総合庁舎維持管理関係での業務委託の入札残や執行残でございます。

次に、1つ飛びまして自治振興費の補正でございますけれども、主なものは説明欄に記載しておりますとおり、自治振興支援費の減額補正、これは主に市町村に対する権限移譲事務交付金で処理実績等の減によるものです。

次に、市町村自治宝くじ交付金は交付額の

確定に伴います減額、住民基本台帳ネットワークシステム推進事業は入札残等に伴います減額、市町村合併推進事業は旧法下で合併した市町村に対する交付金の減額でございますけれども、これは各市町村の事業計画の変更によるもので減額分は次年度以降に持ち越されることとなります。

次に、選挙管理委員会費でございますけれども、説明欄に記載しております国政選挙分の返納金は水上村におきまして、過年度の国政選挙の執行経費に未執行額があることが判明したことによるもので、水上村からの返納金を県に受け入れ、その額を国に返納するものでございます。次の参議院議員選挙費、県議会議員選挙費、1つ飛びまして県議会議員補欠選挙費、衆議院議員補欠選挙費につきましては、いずれも昨年実施されました選挙の執行残でございます。知事選挙費は県知事選挙の期日の確定に伴いまして年度内執行予定額を減額補正するものでございまして、この減額分につきましては平成20年度当初予算に計上しているところでございます。

次に、21ページをお願いいたします。市町村振興資金貸付事業特別会計でございますけれども、一般会計繰出金の減額補正は、この特別会計からの繰入金を財源の一部としております市町村合併特別交付金、これの減額に伴うものでございます。

次に、繰越明許費の設定でございますけれども、これは今年度事業であります球磨総合庁舎耐震改修工事につきまして、想定を超える硬質の岩盤等が存在したため、やむを得ず繰り越すことになったものでございます。なお、竣工予定は現在のところ5月末を予定しております。

以上よろしく御審議ください。

○坂田危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。22ページをお願いいたします。

まず、防災総務費でございます。資料の右側の説明欄の2の防災対策費の(1)の防災消防ヘリコプター管理運営費につきまして719万8,000円の減額をお願いしております。これは防災消防ヘリコプターの航空保険料の無事故割引によります減額や、運航委託料等の執行残に伴うものでございます。

次に、消防指導費で説明欄の2の消防費の(1)の市町村等消防施設整備費補助事業で1,218万7,000円の減額をお願いしております。これは消防指令センターの整備について不用となり減額を行うものでございます。

次に、3の消防学校費の(2)の消防学校派遣職員費の195万3,000円の減額でございますが、これは消防学校派遣職員の給与等確定に伴う負担金の減額でございます。

次に、下段の債務負担行為の設定でございます。防災消防ヘリコプター運航業務につきましては業務委託を行っておりますが、平成20年度当初から業務を実施する必要がございますので、年度内に委託契約を行うため7,850万円の債務負担行為の設定をお願いしているものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○広崎男女共同参画・パートナーシップ推進課長 男女共同参画・パートナーシップ推進課でございます。資料の23ページをお願いいたします。

社会福祉総務費につきまして1,122万1,000円の減額をお願いしております。このうち、説明欄にございますように、社会福祉諸費の減額211万9,000円はくまもと県民交流館の管理負担金の減に伴うものでございます。また、男女共同参画推進事業費の減額251万9,000円は法務省からの国庫委託金が見込みより下回ったことに伴う減額でございます。

以上よろしくお願い申し上げます。

○中原隆博委員長 それでは、続きまして地域振興部に移ってまいります。

○梅本地域政策課長 地域政策課の梅本でございます。資料は25ページをごらんいただきたいと思っております。

計画調査費は1億1,390万円余を減額お願いしております。

開発促進費につきましては、(1)新幹線くまもと創り推進事業から(5)の市町村派遣職員の負担金までの5事業でございますけれども、1億1,000万円余の減額をお願いしております。主な理由は(3)の地域振興総合補助金につきまして補助対象であります市町村が財政状況の厳しさなどの理由によりまして事業の見直しを行ったことから、補助金申請が少なかったことによります減でございます。また、(5)の市町村派遣職員負担金は市町村から私どもの県の方に派遣されております職員の減によるものでございます。その他につきましては経費節減分等でございます。

以上よろしく願いいたします。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。資料の27ページをお願いいたします。

上段の人事管理費でございますが、パソコンあるいはパソコン管理用サーバの調達に伴います入札執行残等1,600万円余を減額するものでございます。

次に、下段の計画調査費でございますが、ネットワーク管理運営のためのソフトウェアの調達に伴います入札執行残等700万円余を減額するものでございます。

以上、情報企画課におきましては2,200万円余の減額補正をお願いしております。よろしく願いいたします。

○由解文化企画課長 文化企画課でございます。資料の28ページをお願いいたします。

計画調査費で258万7,000円の減額をお願い

しております。右側の説明欄1の文化企画推進費の(2)博物学関係資料収集等事業につきまして100万円の減額を計上しておりますけれども、これは事業の効率的執行によります執行残の減額でございます。

次に、(3)地域創造分担金は財団法人地域創造への分担金の額確定に伴います減額でございます。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○園田国際課長 国際課でございます。資料の29ページをお願いいたします。

一般管理費と諸費の合計で690万円余の増額補正をお願いしております。下段の諸費につきましては670万円余の増額をお願いしております。これは説明欄に掲げております各事業について予算の効率的・効果的な執行を行ったことに伴う減及び旅券発給事務費の増によるものでございます。なお、諸費の補正額の財源内訳その他の470万円の増額は旅券発行件数が当初見込みを上回っていることによる旅券発給手数料増額等によるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○小林交通対策総室長 交通対策総室でございます。資料の30ページをお願いいたします。

下段の計画調査費であります。1,210万円余の減額補正をお願いしております。内容につきましては右側の説明欄に記載しております。まず、1の交通整備促進費でございますけれども、バス関係における車両購入及び運行費等の補助金額の確定に伴い合わせて310万円余の減額をお願いしております。

次に、2の空港整備促進費は800万円余の減額補正をお願いしております。主な理由としましては(1)として阿蘇くまもと空港に係る直轄事業負担金が排水施設の改良工事や誘導路改良工事等が当初計画を下回ったことか

ら1,000万円余の減額をお願いするものであります。また、(4)の市町村派遣負担金につきましては、職員1名の派遣受け入れを行ったことによる370万円余の増額をお願いするものです。その他の事業につきましては、いずれも予算の効率的執行に伴う減額でございます。よろしくお願いいたします。

○甲斐統計調査課長 統計調査課長でございます。資料の31ページをお願いいたします。

委託統計費として3,131万3,000円の減額をお願いいたしておりますが、これは国から委託を受けて実施いたします統計調査の国庫委託金の内示増減によるもの、それから球磨郡水上村が過去に不適正に処理いたしました統計調査に係る国庫委託金の返還によるものでございます。内訳は毎年実施しております経常調査の11事業分として合計で839万7,000円の減、また、5年ごとに実施しております就業構造基本調査等の周期調査6事業分として合計で2,352万8,000円の減額、それから水上村による返還金が61万2,000円の増額でございます。

以上よろしくお願いいたします。

○中原隆博委員長 それでは、続きまして、出納局に移ります。

○藤本会計課長 会計課でございます。資料33ページをお願いいたします。

上の欄、一般会計は事務費等の執行残でございます。下の欄、収入証紙特別会計をお願いいたします。一般会計繰出金につきまして1億円の減額補正をお願いしております。これは収入証紙による各種申請の使用料及び手数料等の収入につきまして特別会計に一元管理し、申請の実績に応じた手数料等の収入額を関係所属へ繰り出すものでございますが、実績が当初見込みを下回るため繰出金を減額するものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○坂本管理調達課長 管理調達課でございます。資料の34ページをお願いいたします。

最下段の債務負担関係でございます。管理調達課におきまして建設工事関係を除く各種業務委託契約等にかかわります入札参加資格審査業務を一元的に行っておりますことから、各課に共通します給食業務、金融施設等管理業務、情報処理関連業務、事務機器等賃借の4つの業務につきまして知事部局、教育委員会、警察本部等の本庁及び各出先機関に係る分を含め管理調達課で一括して計上しております。

まず、下段の債務負担行為の設定でございますが、平成20年度分の給食業務の委託につきまして特別支援学校や警察学校等の9件、限度額1億557万3,000円の設定をお願いしております。

続きまして、35ページをお願いいたします。これは債務負担行為の変更でございます。先ほど申し上げました各課に共通する4業務のうち、20年4月1日から業務を委託する必要があり、19年度内に契約を行う必要がある業務につきまして、債務負担行為の設定を行うため、限度額の変更を行うものでございます。まず、県有施設等管理業務でございますが、今回、庁舎清掃やエレベーター等の保守点検業務等の委託につきまして限度額を現在の3件、1億8,701万3,000円から608件の42億390万3,000円に変更をお願いするものでございます。

次に、情報処理関連業務でございますが、今回、県税システム保守や庶務事務システム保守業務等の委託につきまして、限度額を現在の9件、4億5,819万円から180件、14億1,999万3,000円に変更をお願いするものでございます。

最後に、事務機器等賃借でございますが、今回、パソコン、ファックス、コピー機等の

リース料金等につきまして、限度額を現在の101件、24億2,710万7,000円から343件、30億5,031万5,000円に変更をお願いするものがございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中原隆博委員長 それでは、続きまして、監査委員事務局に移ります。

○児玉監査委員事務局第一課長 監査委員事務局でございます。37ページをお願いします。

委員費につきましては43万1,000円の減額をお願いしております。これは監査委員に係る報酬額等の変更によるものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中原隆博委員長 それでは、続きまして議会事務局。

○畑坂議会事務局総務課長 議会事務局でございます。資料の38ページをお願いいたします。

全体といたしまして3,675万円余の補正をお願いいたしております。上段の議会費につきましては1,377万円余の増額となっておりますが、これは4月に議員改選を控えておりましたことから、当初において改選後の積算が困難なため、議員報酬等を補正予算で措置することとしていたことによる増額及び予算の効率的な執行による減額でございます。

以上よろしくお願いいたします。

○中原隆博委員長 それでは、専決処分につきまして松見市町村総室長からどうぞ。

○松見市町村総室長 市町村総室でございます。40ページをお願いいたします。

昨年、8月26日に執行されました県議会議員合志市選挙区補欠選挙に加えまして、本年

3月23日に県議会議員上益城郡選挙区補欠選挙を執行することになりましたので、それに要する経費を1月専決予算として御報告いたします。御承認方よろしくお願いいたします。

○中原隆博委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。非常に多岐にわたっておりますので、今それぞれ執行部の方から御説明いただいたわけですが、何ページのどの部分と言って質疑していただければありがたいかと存じます。何か質疑はございませんか。

○西岡勝成委員 財政課長、最近、近年の入札制度の改革なり、低価格競争入札といえますか、そういう流れの中でどのくらいの入札残、ここに建設土木部関係は出ているんですか、全体としてどのくらい入札残が出てきたんですか。

○市川財政課長 資料の7ページをごらんいただきますと、ここに普通建設事業費の減額補正としまして53億円余計上しておるところでございます。ただ、先生がおっしゃるとこの入札残によるのがすべてかと申しますと、実は個々そうではありませんで、例えば補助分のところで見いただきますと、生産総合事業とか経営構造対策事業、これ農林水産部関係でございますけれども、こういった投資的経費に含まれておる補助関係の経費もでございます。ですから、入札残がすべてというわけではございませんけれども、そこはちょっと数字を把握させていただきまして後ほど御報告させていただければと思います。

○西岡勝成委員 随分、低価格競争がいろいろ末端の方までいつてきているんで、入札改革の効果がある意味では出てきていると思うんですが、これをそのまま、要するに減るのは、もうかるところはいいんですけども、

それをまた要するに投資に変えていくような戦略をぜひつくっていただきたい。ただ、もう入札残で残った分をそのまま吸い上げるんじゃないくて、次の投資に変えていくというようなことも含めて、また財政は厳しいおりですけれども、ぜひ考えていただきたいと思えます。数字の方はまた後でどのくらい年間でできたかということをお知らせください。

○中原隆博委員長 それでは、そのようにお願いいたします。ほかに。

○吉田忠道委員 資料の14ページ、先ほど一般管理については、職員の異動等ということで全般的に述べられましたけれども、この中で総務事務センターの一般管理、これは1億ばかりありますけれども、これは具体的に人員がこれだけふえたということですか、あとまだ数件ありますので、まず1件これをお聞きしたいんですけれども。

○今村総務事務センター課長補佐 職員給与費1億100万円余ふえた状況になっておりますが、一応これは人件費として1月1日時点でカウントする関係上、平成19年度は一応ゼロだったために今回、最終的な確定のために予算計上した職員給与費12名分を計上したものでございます。

○吉田忠道委員 わかりました。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。

○吉田忠道委員 次は、15ページ、私学文書課の私学振興費7,500万円ほど減額になっておりまして、この中で(1)の私立高等学校等経常費の助成のところ対象生徒数が見込みを下回ったということですが、これは具体的には何人くらいをどういうふうに見込んでど

のくらい減ったということですか。

○榎木野私学文書課長 人員数につきましては、大体、5月1日現在にならないとはっきりした数字はわかりませんので、見込みで入れておりますけれども、これの差は高等学校で大体165人の減、それから通信制高校で16人の減、中学校は逆に70人ふえておりました。それから幼稚園で161人の減ということで見込みがそれだけ違った結果でございます。

○吉田忠道委員 次のところをお願いいたします。20ページ、選挙の執行減というのがありましたけれども、この中で衆議院の補欠選挙が2億1,000万ほど減額になっておりますが、これはどこでこんなに差が出たんでしょうか。

○松見市町村総室長 衆議院議員とそれから参議院議員と大幅に減っておりますけれども、これは当初、予算を組む段階ではそれぞれ単独の選挙という形で組んでいるんですけれども、参議院議員と衆議院議員の補欠選挙7月29日と同時選挙になりましたので、主に市町村に交付します交付金が減っております。特に投票所経費、開票所経費、こうなのが一緒にできる関係上、大幅に減ったということでございます。

○吉田忠道委員 減ったというのはわかりますけれども、当初の見込みがこんな差が、見込み全然甘かったということではないわけですか。

○松見市町村総室長 選挙の予算につきましては、国の方が定めております選挙関係経費の見積もりというのがございまして、それに合わせて計上していく関係上、大体こういう形でちょっと多めになります。

○吉田忠道委員 次は22ページ、防災総務費

2,100万円ほどふえております。これも主として職員給与の方が大部分ですけれども、これは新たに配置になったというようなことでしょうか。

○坂田危機管理・防災消防総室長 ちょっと調べてからまた報告します。

○中原隆博委員長 以上でよろしゅうございますか。ほかに。

○鎌田聡委員 19ページをお尋ねいたします。

税務課ですけれども、地方消費税清算金がふえて、地方消費税交付金、市町村に交付する分が減っているということで、理由として地方消費税の減収ということですが、これは今年度の分の交付金なんですか、いつの分ですか。

○富田税務課長 はい、今年度の分でございます。

○鎌田聡委員 今年度は地方消費税がかなり減っているということで、近年の傾向はどうなんですか、やっぱり減ってきているんですか。

○富田税務課長 地方消費税は仕組みが少し複雑でございますので、これだけではちょっとわかりかねるかと思っておりますけれども、大体、350～360億円くらいございまして、そのうちに今年5億円ほど落ちてございます。その原因は少し消費が落ちているのかといいますけれども、全体的な率としては非常に小そうございますので、そのくらいは通常としては増減があるのかというふうに考えております。

○鎌田聡委員 市町村交付金が2億8,000万円くらい減っているということで、市町村も

これは大変じゃないかなと思っておりますけれども、その上のほかの都道府県との清算金ですよ、清算金がふえているということはよそにやらなん分がふえたということですよ、これは。

○富田税務課長 ほかの県とのやりとりはいただくものもございますので、いただくものの方は4ページのところにございます。4ページの2段目に地方消費税清算金というのがございます。これはいただく分が落ちているという形になります。全体的にやりとりをして清算をしていくという形になります。最終的には先ほど申しましたように、全体的には354億円ほどになっておりますので、5億円ほど全体的に落ちているというふうに御理解いただきたいと思っております。

○鎌田聡委員 わかりました。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか、ほかに質疑はございませんか。

○坂田危機管理・防災消防総室長 防災消防総室でございます。先ほどの22ページの職員給与の増でございますけれども、これは21人、当初では予定しておりましたのが、24人になったと3名ふえたということでその分の増額でございます。中身としては総室の1人増員がっております、その1人分。それと途中で異動がございまして、欠員が生じておりました。その分は計上されてなかったものでその分を追加して計上していると、それともう1人は退職ということでございますので、退職については当初計上してなかったということでその分の1名、合計3名分をこの予算で計上してあるということでございます。

以上でございます。

○中原隆博委員長 吉田委員、よろしゅうご

ございますか。ほかに、――なければ、これで質疑を終了したいと思います。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第5号、第6号、第10号、第13号、第17号、第22号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中原隆博委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中原隆博委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

それでは、次に、平成20年度の当初予算及びその他の議案でございますが、まず、財政課長から平成20年度当初予算の概要について説明をお願いいたします。

○市川財政課長 財政課でございます。表紙に平成20年度当初予算関係と表記した資料の方をごらんください。

まず、1ページにつきましては、今回の骨格予算の計上の考え方をあらわしております。2ページは予算規模などがございますけれども、1、2ページにつきましては、先ほどの総務部長の説明と重複いたしますので、省略させていただければと思います。

次に、3ページでございますが、例年であれば要調整額や基金残高などの収支の状況を御説明しておるところでございますが、今回は骨格予算でございますので、肉付予算後の現時点での見通しを御説明させていただきたいと思っております。

まず、昨年10月におおまかな収支見通しを出しておりますが、その中では1つ目の○の3行目に書いてありますように、4基金残高

を肉付補正後、24億円というふうに見込んでおりました。その後、当初予算を編成する中で下にありますような歳入5億円増、歳出11億円減と、そういった増減要因があったところでございます。両方合わせまして16億円ほど見込みより収支がよくなったところがございます。

4ページをお願いいたします。結果といたしまして、10月に見込みました基金残高24億円にプラスいたしまして16億円ということでございますので、肉付け後には合計40億円の基金残高と現時点ではおおまかな見込みでございますけれども、見込んでおるところでございます。

次の5ページから6ページにつきましては、補正予算と同じように各会計別の一覧表を示しております。詳細につきましては、各会計を所管する委員会で御審議をいただいております。

続きまして、7ページをごらんください。一般会計のうち歳入関係でございます。1の県税につきましては地方消費税等の減が見込まれるため0.6%の減、5の地方交付税は1.3%の増、7の分担金及び負担金につきましては、普通建設事業につきまして19年度当初予算のおおむね4割程度を計上することとしております。この普通建設事業と連動します関係から66.8%の減というふうにしておるところでございます。

次に、8ページをごらんください。9の国庫支出金、12の繰入金、14の諸収入、15の県債、これらにつきましても骨格予算というふうになっておる関係で大きくマイナスというふうになっておるところでございます。

次に、9ページをごらんください。歳出でございます。まず、1の一般行政経費につきましては2.3%の減としております。内訳でございますが、(1)のPersonnel費は職員給与費等の減、(2)の扶助費は高齢化等に伴いまして3.9%の増、(3)の物件費と(4)のその他に

つきましては骨格予算となっております関係で減少しております。

次に、10ページをごらんください。2の投資的経費につきましては63.8%の減としております。内訳につきましては、(1)の普通建設事業につきまして補助分、単独分とも今回骨格予算であることから19年度当初予算のおおむね4割程度を計上しております。また、新幹線負担金、国直轄事業負担金につきましては、支払い時期などの関係から肉付予算で対応することとしております。(3)の公債費は1.3%の増、(4)の繰出金は5.9%の減としております。

下の11ページをごらんください。11ページは地方債の起債の目的、限度額等を一覧にしてまとめております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中原隆博委員長 それでは次に、各課の説明に入ります。関係課長から順次説明をお願いいたします。

まず、当初予算関係につきまして田崎人事課長からどうぞ。

○田崎人事課長 人事課でございます。各課からの説明に先立ちまして今回お願いしております職員給与費につきまして各課に共通する事柄でございますので、2月補正と同様に人事課から先に説明をさせていただきます。

資料の17ページをお願いいたします。17ページの上段、一般管理費をごらんください。説明欄の方をごらんいただきたいと思います。職員給与費7億1,500万円余のうち、(1)でございますが、職員給与費3億6,000万円余につきましては、平成20年1月1日現在の人事課職員41人分の平成20年度における給与でございます。また、(2)の時間外勤務手当災害保留分3億5,500万円余につきましては、年度途中の災害等の特種事情等の対応分とい

たしまして時間外勤務手当の一部を人事課で一括計上をしているものでございます。なお、前年度と比較しまして4,200万円余の減額となっておりますが、これは人員及び給与減により職員給与費及び時間外勤務手当災害保留分が減額となったためでございます。このように職員給与費につきましては、各課とも1月1日現在の職員数、給与額をもとに積算しておりますことから、以下、各課からの職員給与費の説明は省かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○中原隆博委員長 続きまして、総合政策局に移ります。

○内田企画課長 企画課でございます。資料の13ページをお願いいたします。

説明欄をごらんいただきたいと思います。計画調査費4,700万円余のうち、開発促進費として1,700万円余を計上しております。内訳としましては、(1)全国知事会議等の各種協議会への負担金及び事務経費として1,600万円余、(2)地域連携軸構想を推進し、地域の特色ある発展を図るために県の検討に必要な経費として100万円余を計上しております。

次に、企画推進費としまして3,000万円余を計上しております。内訳としまして、(1)国や関係機関との連絡調整、情報収集及び各種課題への対応のための経費として1,000万円余を、県総合計画の実現に向けた進捗の状況、進捗の管理を行い、計画の実効性の確保を図るための経費として400万円余、成果重視型県政の実現を図るため、県民の視点から重点施策の成果を評価検証する経費として200万円余を計上しております。また、(4)ユニバーサルデザインの普及啓発及びユニバーサルデザイン導入に向けての取り組みの支援のための経費として700万円余、さらに、くまもと安心移動ナビ・プロジェクトの普及啓

発を行う経費として400万円余を計上しております。

以上でございます。よろしく御審議お願いします。

○岡本秘書課長 秘書課でございます。14ページをお願いします。

まず、一般管理費ですが、説明欄をごらんいただきたいと思います。庁費は知事、副知事活動費等の秘書課運営経費でございます。

次に、調査計画費でございますが、説明欄の(1)政策調整費は庁内における総合的な政策調整を行う経費でございます。(2)の重要政策調整事業は、県政の重要課題に対応するため必要な調査等の経費でございます。

以上よろしくをお願いします。

○山本広報課長 広報課でございます。15ページをお願いいたします。

広報費につきましては2億2,300万円余をお願いいたしております。まず、説明欄1の広報事業費の2億200万円余につきましては、県民に対する説明責任を果たし県政の理解と参加を促進するため、県の施策等の情報を新聞、広報誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じ提供するための経費及び全国に向けて熊本をPRしていくための経費でございます。

次に、2の広聴事業費400万円余につきましては、知事への直行便や県政モニター制度などを通じて県民から意見などをいただき、県政に反映させる広聴活動に要する経費でございます。

次に、3の広報諸費の1,600万円余につきましては、県庁の受付業務や行政相談等に要する経費でございます。なお、特定財源その他の欄310万円余につきましては、県庁ホームページへのバナー広告に伴う収入等でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたし

ます。

○中原隆博委員長 それでは、総務部に移ります。

○田崎人事課長 人事課でございます。先ほどの資料17ページをお願いいたします。上段につきましては先ほど御説明させていただきましたので、下段の人事管理費でございます。人事管理費としまして48億4,600万円余を計上しております。

まず、説明欄の1災害補償費の150万円につきましては、非常勤職員等の公務災害に係る補償費等に要する経費でございます。

次に、2の人事管理費3,800万円余につきましては、人事課の課運営経費のほか、知事部局で所管します公用車の任意保険加入経費、外部監査の実施に伴う委託経費等が主な内容でございます。

最後に、3の退職手当の48億600万円余につきましては、退職手当支給に要する経費でございます。人事管理費につきましては、前年度と比較しまして1億8,100万円余の増額となっておりますが、その主な理由としましては退職者見込数の増によるものであります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○今村総務事務センター課長補佐 資料の18ページをお願いいたします。

上段の総務事務センター欄をごらんください。人事管理費として1億5,300万円余の予算を計上しております。前年度より1億4,800万円余の増額となっております。これは主に総務事務センターが平成19年度に設置され、それまで人事課が所管しておりました庶務事務システム等の関係予算を総務事務センターに移管したことによるものでございます。内訳といたしましては説明欄をごらんいただきたいと思います。センター運営費として3,300万円余、また、先ほど2月補正予算

の中で御説明申し上げましたシステムの改修費を主とした庶務事務集中化推進事業として4,300万円余、また、庶務事務システム運用費として7,690万円余を計上しております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小嶋行政経営課長 行政経営課でございます。資料の18ページの下段をお願いします。一般管理費8,295万4,000円をお願いしております。右側説明欄の2の庁費の(1)は課の運営費並びに(2)は新規事業で行政改革重点課題対策事業としておりますが、来年度情報システムのあり方についての見直しを進めるための事務経費900万円余をお願いしております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○楠木野私学文書課長 私学文書課でございます。19ページをお願いいたします。

2段目の文書費4,900万円余は右の説明欄1の(1)から(3)に記載しておりますとおり、文書管理システムや県例規データベースの維持管理等の文書関係事務、情報公開の推進及び新たな公益法人制度の運用に要する経費並びに2に記載しているとおり、県広報の発行に要する経費でございます。

諸費40万円余は県内の宗教法人に係る指導調査事務の経費でございます。

私学振興費81億4,000万円余は私学審議会の運営費及び私学に対する指導や調査のための私学振興事務費並びに私学振興のための各種助成費でございます。その主なものとしては20ページをお願いいたします。説明欄ですけれども、3の私学振興助成費のうち、(1)の私立高等学校等経常費助成費補助は、私立学校の教育条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減並びに経営健全化のために、私立幼稚園、中学、高校に経常的経費の補助を行うものです。(2)の私立幼稚園特別支援教育経費補助は、障害児を受け入れて幼稚園教

育を行う私立幼稚園に対して補助を行うものです。(3)の私立幼稚園子育て支援事業は、教育時間終了後の預かり保育などの子育て支援活動を実施する私立幼稚園に対して補助を行うものです。(5)の私立高等学校授業料減免補助は、経済的理由により就学が困難な生徒に係る授業料の減免を行う私立高等学校に対して補助を行うものです。

下段、大学費ですが、大学費9億9,000万円余は、公立大学法人熊本県立大学の業務の財源に充てるために交付する運営費交付金9億8,000万円余と県立大学の業務実績の評価を行う評価委員会の運営に要する経費等でございます。

次に、21ページをお願いいたします。債務負担行為について御説明いたします。私立学校施設整備借入金利子助成についてでございます。これは私立の高校、中学、幼稚園を設置する学校法人が施設整備等を行うために必要な資金を借り入れた場合に、当該学校法人に対して利子負担の軽減を図るため助成を行うものです。上段が日本私立学校振興共済事業団借入分、下段が熊本県私学教育振興会借入分でございます。

以上よろしく御審議をお願いいたします。

○山野職員課長 職員課でございます。資料の22ページをお願いいたします。

まず、一般管理費でございますが、説明欄の2共済組合事業費でございます。2,200万円余を計上しておりますが、これは共済組合法に基づきます共済組合への負担金等でございます。

次の人事管理費でございます。説明欄の1の職員の研修に要する経費として2,700万円余、説明欄2の職員福利厚生費として5億6,700万円余を計上いたしております。そのうち主なものは職員の健康管理、職場の労働安全衛生の経費それから職員住宅の償還金や維持補修に要する経費及びその他の福利厚生事

業等の経費でございます。前年に比べまして3,500万円余減少しておりますけれども、主な理由は職員住宅の解体に要する費用の減等でございます。説明欄3の児童手当関係費1億8,300万円余でございますが、小学校を卒業するまでの児童を扶養する職員に対して、児童手当を支給するものでございます。

次に、一番下の欄、恩給及び退職年金費でございますが、恩給と退職年金の支給に要する経費として1億1,500万円余をお願いしております。

以上、職員課総額10億8,400万円余となっております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○市川財政課長 財政課でございます。23ページをごらんください。

まず、一般管理費のうち、説明欄の2庁費につきましては、補正予算と同じく職員の赴任旅費などを全庁分共通経費として財政課で一括計上しておるものでございます。

次の財政管理費のうち、説明欄の1財政管理費は課の運営費など、2から5につきましては、基金の利子の積み立てでございます。

6は国の政府系金融機関の見直しのため、公営企業金融公庫が廃止されまして、後継機関としまして全地方公共団体が出資して設立されます地方公営企業等金融機構に対する本県分の出資金でございます。

次の諸費は説明欄にありますように、東京事務所の管理運営費でございます。

次の元金、利子、公債諸費につきましては、県債の元金や利子の償還、発行に要する手数料などを計上しております。それぞれ公債管理特別会計繰出金がございますけれども、次のページで御説明いたします。一番下につきましては、予備費でございますが、これは臨時的な支出に充てるための費用でございます。

次に、24ページをごらんください。ここは

補正予算でも触れましたけれども、公債管理特別会計でございます。これは市場公募債の発行、償還それから借換債など区分して経理するために16年度に設置したものでございます。

まず、元金でございますが、説明欄の1、2番につきましては元金償還の所要額を計上しております。3番につきましては、市場公募債の満期一括償還に充てるため、県債管理基金への積立額を計上しております。

次の利子は割引料や利子の所要額を計上しております。なお、説明欄に平成20年度の全国市場公募債の発行についてまとめております。20年度は19年度と同じく(1)の共同発行債を本県分として300億円、(2)の個別発行債を300億円発行する予定としております。

次の公債諸費は市場公募債発行に要する手数料、それからIR活動経費を計上しております。

25ページをごらんください。こちらは債務負担行為の設定でございます。先ほど御説明いたしました全国型市場公募地方債の共同発行を行うためには共同発行いたします30団体がおのおのの連帯債務を負う方式で発行しております。したがって、20年度から30年度までの10年間、連帯債務を負うために債務負担行為の設定が必要となるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○古澤管財課長 管財課でございます。資料の26ページをお願いいたします。

財産管理費でございます。8億7,841万円余を計上させていただいております。ほとんどは財産管理及び庁舎の管理経費でございます。主な内容につきましては、説明欄に記載しておりますけれども、まず、1番目の財産管理費としての3億428万円余でございますけれども、その内訳は(1)の県庁舎それから

出先機関の建物及び職員住宅など県有物件の火災共済事業等の財産管理に要する経費、(2)の県の貸付財産や職員住宅等が所在する市町村に対して交付します、これは固定資産税にかわる交付金でございますけれども、市町村交付金でございます。(3)は陳内土地区画整理事業に伴う賦課金でございます。さらに(4)に記載しております熊本都市計画下水道事業に伴う受益者負担金をお願いしております。

次の2の財産管理処分費1,108万円余でございますが、これは普通財産の維持管理それから処分に係る経費でございます。3番目の庁舎等管理費5億6,304万円余でございますけれども、これは(1)としまして県庁舎の電気、ガス、水道等いわゆる光熱水費及び庁舎警備等の管理運営に係る経費でございます。(2)は県庁舎などの清掃、それからエレベーター、空調機器等の維持補修に係る経費の庁舎維持補修費でございます。(3)は宿舍管理費でございます。(4)は県庁舎等の電話設備の賃貸料及び公用車の管理経費、それから電話管理、自動車管理費でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○富田税務課長 税務課でございます。27ページをお願いいたします。

税務課の歳出は納税徴収に関する事務管理費でございます一番上の税務総務費、それから2番目の直接賦課徴収を行うための経費としての賦課徴収費、それからこれ以下は税込の一定割合を市町村等に交付する交付金で構成されてございます。本年度の新規事業としまして、今年10月1日から実施されます地方人特別税の創設に伴う電算システムの改修費としまして、一段の税務総務費の右側の欄4番目のところに記載をしてございます6億1,700万円余のうち、3億1,500万円余を計上してございます。また、2段目の賦課徴収

費の中で一番上の事務管理費3億1,200万円余のうち、自動車税のクレジットカードの収納に係る経費100万円余、それから個人県民税徴収対策費の拡充経費として500万円余を計上いたしてございます。なお、その他の財源欄に3億3,300万円が計上してございますけれども、これは税の延滞金それから加算金の税外収入を充当してございます。これによりまして税務課としましては総額447億円余を計上いたしております。

以上でございます。

○松見市町村総室長 市町村総室です。28ページをお願いいたします。

まず、一般会計でございますけれども、地域振興局費の3億円余は県下10地域振興局の総合庁舎の維持管理費及び総務振興課の運営経費でございます。説明欄の右側ですけれども、(3)番目、元気づくり地域推進費でございますが、これは各地域振興局が独自に実施します地域における元気で明るいくまもと創りを推進するための活動費でございます。なお、地域振興局費全体で1億3,200万円余、前年度より減少しておりますけれども、これは主に球磨総合庁舎耐震改修工事の終了によるものでございます。

次に、2つ飛びまして自治振興費の20億7,500万円余でございますけれども、説明欄(1)の自治振興支援費等は、市町村等の行財政支援に要する事務費でございます。(2)の権限移譲事務市町村交付金は、県から市町村に権限移譲しております事務に対します交付金でございます。(3)の市町村自治宝くじ交付金は、市町村振興宝くじの収益金を一たん県が受け入れまして市町村振興協会へ交付するものでございます。(4)の住民基本台帳ネットワークシステム推進事業は、住民基本台帳法に基づくネットワークシステムの運営費でございます。(5)の市町村合併推進事業は、旧合併特例法のもとで合併しました市町村に対

する市町村合併特別交付金2億円、それと合併新法下において合併しました市町村に対する合併支援交付金2億円などに要する経費でございます。

次に、29ページをお願いいたします。選挙管理委員会費2,800万円余は、選挙管理委員会の運営費や政治資金関係の事務費等でございます。なお、説明欄4の政治資金関係等事務費では政治資金収支報告書等の管理を行うシステムを更新することにしております。

次に、海区漁業調整委員会委員選挙費は、本年8月の任期満了に伴い実施されることとなります熊本県有明海区と天草不知火海区の両海区の選挙執行経費を、また、知事選挙費は本年3月23日に実施されます県知事選挙執行経費のうち、平成20年4月以降に執行予定の分を計上いたしております。

以上、一般会計合計で45億5,900万円余を計上いたしているところでございます。

次に、30ページをお願いいたします。熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計でございますけれども、まず、市町村振興資金貸付金の6億5,000万円余は市町村が行います公共施設の整備事業などに対しまして、この県の資金を貸し付けるものでございます。

次に、一般会計繰出金12億円余は先ほど御説明いたしました市町村合併特別交付金や地域振興局の元気づくり地域推進費、さらには財政健全化の財源とするため一般財源に繰り出すものでございます。

以上、一般会計、特別会計合計で64億5,300万円余を計上いたしております。よろしく御審議ください。

○坂田危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室です。31ページをお願いします。

まず、一般管理費でございますが、5,000万円余の予算をお願いしております。内訳といたしましては、説明欄の2の危機管理対策

費でございますが、これは危機管理体制の強化のための研修等に要する経費や県国民保護計画の各種マニュアル等の整備及び国民保護セミナーの開催等に要する経費でございます。

次は防災総務費であります。9億円余を計上いたしております。その主な内容でございますが、まず、説明欄の2の防災対策費の(2)の防災消防ヘリコプター管理運営費でございますが、これは防災消防ヘリコプターの維持管理及び運航委託等に要する経費でございます。次に、(3)の総合防災訓練実施事業費でございますが、これは例年、自衛隊、消防、警察等、防災関係機関参加のもとに実施しております総合防災訓練の開催経費でございます。次の(4)の自主防災組織率向上対策事業は、自主防災組織結成促進のための地域防災リーダー養成講座の開催等に要する経費でございます。また(5)の防災・震度情報システム管理費につきましては、防災情報の収集配信のための機器及びシステムの保守点検等の経費でございます。次の(7)の熊本県防災情報ネットワーク構築事業でございますが、現在の防災行政無線システムにつきましては、設置から既に14年が経過しており、機器の老朽化に伴う故障等も発生する状況にあります。また、気象情報等の防災情報量が増加しておりまして、情報の遅延も見られるところから、県庁と地域振興局間に既に整備してあります情報ギガハイウェイを利用し市町村や消防本部に対しまして、迅速で信頼性の高い伝達が可能となるネットワークシステムを構築するための必要な工事請負費等の予算をお願いしているところでございます。そのページの3番の一番下の無線管理費でございます。これは防災行政無線設備の保守点検及び自治体衛星通信機構への分担金等でございます。

32ページをお願いいたします。消防指導費でございますが、1億5,200万円余の予算を

計上しております。主なものとしましては、説明欄2の消防費のうち(1)の消防事業は、消防関係業務の運営、救急業務の高度化推進等に要する経費でございます。また、次の(2)の市町村等消防施設整備補助でございますが、これは消防団の活動拠点施設や消防用車両等の整備に対する補助でございます。また、(4)の消防広域化推進事業でございますが、これは本県消防の広域化の推進について協議を行うための委員会等の設置に要する経費でございます。

次に、3の危険物取締指導費でございますが、これは危険物取扱者の免状交付及び保安講習等の経費、また次の4の消防学校費は、消防学校の管理運営、派遣教官の人件費負担及び建物の維持補修等に要する経費でございます。

次に、下段の火薬ガス等取締費でございますが、4,800万円をお願いしております。これは火薬高压ガス等の関係法令に基づく許認可業務、検査指導等に要する経費でございます。

以上、総室の合計としまして11億5,100万円余をお願いしております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○広崎男女共同参画・パートナーシップ推進課長 資料の33ページをお願い申し上げます。諸費につきましては説明欄にございますとおり、県民交流館パレア内のNPO・ボランティア協働センターにおいて一般県民の社会参加活動を促進するための事業推進費でございます。

計画調査費はパートナーシップ推進事業、NPOと県との協働事業の推進に係る経費でございます。

最下段の社会福祉総務費は、くまもと県民交流館パレアの管理運営事業及び男女共同参画施策の推進に係る事業費を計上いたしております。最下段の社会福祉総務費は、女性総

合センターにおきます配偶者間の暴力による被害者の一時保護支援、自立支援等に係る事業費を計上いたしております。

以上、合計3億5,645万円余の予算措置をお願いしております。よろしくお願い申し上げます。

○中原隆博委員長 続きまして、地域振興部に移ります。

○梅本地域政策課長 地域政策課でございます。資料の36ページをお願いいたします。

計画調査費につきましては3億1,300万円余をお願いしております。(1)の新幹線くまも創り推進事業でございますけれども、3年余に迫りました全線開業効果を県下全域の地域活性化につなげるための民間、行政が連携した取り組みでございます。(2)の11の郷づくり推進事業につきましては、地域振興局が行います政策調査研究のための経費でございます。(3)の地域振興総合補助金につきましては、市町村が地域資源を生かした取り組みを行っておりまして、それに対する補助金でございます。(4)の地域づくりパートナーシップ推進補助金は、同様の趣旨から地域づくりを行いますNPO非営利団体に対します民間向けの補助金でございます。(5)の第4次水俣・芦北地域振興計画進行管理事業につきましては、第4次の振興計画の着実な推進を図るための事務費でございます。(6)の水俣・芦北地域環境フィールドミュージアムプロジェクトにつきましては、水俣病の教訓を踏まえまして、水俣・芦北地域を交流人口の増加によって活性化させるための環境をテーマとした地域イメージの発信等を目的とした事業でございます。(7)の地域づくり団体活動推進事業につきましては、県内の地域づくり団体の協議会であります火の国未来づくりネットワークの活動推進等に要する経費でございます。

37ページをお願いいたします。企画推進費の(1)の熊本都市圏総合調整推進事業でございますけれども、都市圏ビジョンに基づいて実施されます熊本都市部と周辺の農村部の交流促進を図るための取り組みにつきましての事業でございます。(2)の熊本駅周辺都市機能誘導等推進事業につきましては、熊本駅周辺につきましてトップ会議の議論を今やっておりますけれども、その議論に基づきまして、魅力向上や賑わいを創出するための推進を図るための経費でございます。なお、3の特定地域振興対策費500万円余でございますけれども、過疎振興、離島振興、山村振興、半島振興等の特定地域の総合的な支援に要する事務費の計上でございます。

最後に、4の土地利用対策費5,900万円余でございますけれども、国土利用計画法に基づきまして土地取り引きの届け出に対する審査や地価調査の実施等に要する経費でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○田嶋川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。資料の38ページをお願いします。計画調査費として817万3,000円をお願いしております。資料右側の説明欄をごらんください。

まず、川辺川ダム生活再建支援事業は、水没に伴う移転支援者に対する生活再建資金補助などでございます。

次に、川辺川ダム水没地域対策事業は、五木村及び相良村において水源地域整備計画の進行管理等を行う経費でございます。

次に、川辺川ダム総合対策事業は、国土交通省が策定する球磨川水系河川整備計画の対応や五木・相良地域振興計画の進捗管理さらには利水事業の各種調整に関する経費でございます。

最後に、債務負担行為の設定でございますけれども、これは融資機関が水没者に貸し付けた代替地等先行取得金が回収不能となった

場合に五木村が融資者に対して行う損失補償の相当額について県が補助を行うための設定でございます。

以上よろしく申し上げます。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。資料39ページをお願いいたします。

上段の人事管理費10億7,400万円余はホストコンピュータの運用管理費、職員1人1台のパソコンの配備や電子メールなどの各システムの運営費、また、市町村と共同で構築しております電子申請受付システムや、あるいは県、市町村共同でシステム開発に着手しました地理情報システム、汎用型GISの開発運用経費などを計上しております。なお、その他の特定財源の2億7,000万円余につきましては、電子自治体推進事業及びGIS構築事業の市町村負担金でございます。

次に、下段の計画調査費4億2,000万円余につきましては、市町村が実施します携帯電話鉄塔やテレビ難視聴解消のための施設整備への補助、それから熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業の通信回線の借上費や、運用開始から6年目を迎え老朽化が進んでまいりましたこの総合行政ネットワーク更新のための設計費用等を計上しております。また、県民のIT学習支援のためのホームページの運営経費や、障害者の在宅就労を進めるためのチャレンジド・テレワーク推進事業を計上しております。

以上、情報企画課合計としては16億7,500万円余の予算を計上しております。よろしくをお願いいたします。

○由解文化企画課長 文化企画課でございます。資料の40ページをお願いいたします。

計画調査費といたしまして4億8,400万円余をお願いしております。まず、右側説明欄の1の文化企画推進費6,200万円余でございますけれども、(1)の文化行政推進費につき

ましては文化振興審議会の運営、また、文化振興に関しますいろいろな企画・調査等に関する経費でございます。(2)の博物館関係事業でございます。収集資料の整理保存やそれらの資料を活用いたしました企画展、また自然観察会等の実施に要する経費、また、松橋収蔵庫の運営等に要する経費でございます。(3)熊本県芸術文化祭推進事業は、文化協会等とのパートナーシップによりまして9月から12月まで県下一円で開催されます各種の文化祭とか芸術祭等の参加を得まして展開いたします熊本県芸術文化祭の広報費及びオープニング事業を実施するための経費でございます。(4)地域創造分担金は、財団法人地域創造への熊本県分の分担金として拠出するものでございます。

次に、2の県立劇場費4億2,100万円余でございます。(1)の県立劇場施設整備費は、県立劇場におきます空調機及び非常用蓄電池の修理交換、また音響備品の購入に要する経費でございます。(2)県立劇場管理運営事業は、県立劇場の管理運営及び文化事業を指定管理者でございます財団法人熊本県立劇場に委託して行うのに要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○園田国際課長 国際課でございます。資料の41ページをお願いいたします。

一般管理費諸費の合計で3億803万円余をお願いしております。

まず、諸費1の海外移住者等交流費は、本県から海外に移住された方々との交流促進等に係る経費でございます。

2の国際協力推進費は、海外からの技術研修員や留学生の受け入れなど人材育成を支援する経費でございます。

3の国際交流推進費は、友好提携先である中国広西壮族自治区、米国モンタナ州及び韓国忠清南道の3地域との交流事業や、モンタ

ナ州及び忠清南道への職員派遣などに係る経費でございます。

4の旅券発給事務費は、旅券発給業務に係る人件費及び事務費でございます。

5の国際化環境整備推進費は、在住外国人から相談に対応する相談コーナー及び熊本県国際協会の活動支援に要する経費と北朝鮮拉致問題に関する各種啓発事業に要する経費でございます。

6のJETプログラム事業費は、市町村に配置される外国語指導助手の研修及び国際課の国際交流員2名の招致に係る経費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小林交通対策総室長 交通対策総室でございます。資料の42ページをお願いいたします。

計画調査費といたしまして7,000万円余を計上しております。内容につきましては右側端の説明欄に記載しております。

まず、1の交通整備促進費としまして1,600万円余を計上しております。主なものとしましては、九州新幹線建設促進の要望活動に向けた新幹線建設促進期成会負担金及び肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会負担金並びに熊本都市圏交通体系及び県内交通ネットワークのあり方検討に係る事務費等であります。

次に、2の空港整備促進費であります。5,300万円余をお願いしております。

まず、(1)の阿蘇くまもと空港国際線振興対策事業につきましては、県を初め市町村、経済団体、運輸団体、観光団体とで組織しております阿蘇くまもと空港国際線振興協議会に対する負担金等として2,200万円余を計上しております。特に現在唯一の国際定期便であります熊本～ソウル便につきましては、利便性の高い週5便化を目指しましてアジアナ航空から課題とされております熊本からの送客増を図ることとしております。次に、(2)の

地域航空推進事業につきましては、天草空港に係る利用促進対策を実施しております天草空港利用促進協議会への負担金として1,200万円余を計上しております。(3)の阿蘇くまもと空港周辺整備事業につきましては、阿蘇くまもと空港と一体となって管理しております周辺の県有地の維持管理のための経費として1,000万円余を計上しております。(4)の阿蘇くまもと空港国内線振興・環境対策推進事業につきましては、阿蘇くまもと空港機能強化のため、国内線の増便等の振興対策や周辺環境対策に係る事業費等を計上しております。(5)の市町村派遣職員負担金につきましては、職員派遣の受け入れに対しての費用を計上しております。

以上よろしくお願ひいたします。

○甲斐統計調査課長 統計調査課でございます。資料の43ページをお願いいたします。

まず、統計調査総務費の説明欄の統計諸費191万円余は、統計功労者表彰等の経費でございます。

次に、委託統計費2億3,611万円余でございますが、これは国から委託を受けて実施いたします統計調査の経費でございます。内訳は毎年実施いたします経常調査分として労働力調査等13調査の経費9,552万円余、また、5年ごとに実施いたしております周期調査分として住宅土地統計調査等7調査の経費1億4,058万円余でございます。

次に、単県統計費695万円でございますが、これは県独自で行います県民所得推計や推計人口に係る調査費及び統計年鑑等各種刊行物の作成に要する経費でございます。

以上よろしくお願ひいたします。

○中原隆博委員長 それでは、続きまして、出納局に移ります。

○藤本会計課長 会計課でございます。45ペ

ージをお願いいたします。

まず、上の欄、一般会計でございますが、2段目の会計管理費につきまして4億2,443万2,000円の予算措置をお願いしております。内訳を説明欄に記載しておりますが、(1)の会計事務推進費と(4)の資金管理費は課の運営の事務費でございます。(2)は昭和60年度から運用しております財務会計オンラインシステムの維持管理に要する経費でございます。(3)は平成21年度から稼働を予定しております新財務会計システムの開発に要する経費でございます。(2)の現行システムの老朽化、事務の効率化、電子県庁への対応等の観点から平成17年度から開発を進め20年度が最終年度を迎えるものでございます。会計管理費の対前年度3億1,174万6,000円の増は(3)の新財務会計システムの開発委託費の増、機器リース等に伴うものでございます。

次の段の利子でございますが、2,400万円の予算措置をお願いいたしております。これは年間の収入支出見合いの中で支払資金が不足する場合の一時借りに伴う支払利子を計上しております。

以上、一般会計合計で8億8,568万7,000円の予算措置をお願いいたしております。

次に、下の欄、収入証紙特別会計でございますが、特別会計で一元管理しております収入証紙による使用料及び手数料等の収入を支出実績に応じまして関係所属に繰り出すものでございます。対前年度5,000万円減の30億円の予算措置をお願いいたしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○坂本管理調達課長 管理調達課でございます。資料の46ページをお願いいたします。

まず、一般会計でございますが、2段目の会計管理費につきまして1,336万9,000円余をお願いしております。これは説明欄に記載のとおり、物品の管理指導に係る事務費259万6,

000円と、電子入札システムに係る運営費1,077万3,000円でございます。

次に、下段の用品調達基金管理事業特別会計でございますが、調達諸費の2,705万1,000円をお願いしております。これは説明欄に記載のとおり、職員給与費4名分2,304万4,000円及び用品調達に要する人件費400万7,000円でございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。債務負担行為の設定でございますが、平成20年度当初から委託を行うものにつきましては、先ほど御説明いたしました2月補正予算におきまして審議をいただきましたが、当初予算に計上しておりますのは20年度中途に契約を締結し複数年度にわたって委託をする必要があるものについて設定をお願いしております。

まず、情報処理関連業務でございますが、6件、限度額3億8,376万2,000円の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、情報システムの開発運用に係る業務委託等でございます。

次に、事務機器等賃借でございますが、100件、限度額9億2,740万9,000円の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、パソコン情報システム関連機器等の事務機器のリースでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中原隆博委員長 それでは、人事委員会事務局に移ります。

○高原人事委員会事務局総務課長 人事委員会事務局でございます。48ページをお願いいたします。

計1億8,400万円余を計上いたしております。上段の委員会費は右の説明欄1の人事委員会委員3名の報酬及び2の委員会の運営に必要な経費でございます。

下段の事務局費のうち、説明欄2の運営費でございますが、県職員や警察官の採用試験、職員からの不利益処分に関する不服申し立て審査及び職員の給与等についての人事委員会勧告等に必要経費でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○児玉監査委員事務局第一課長 監査委員事務局でございます。資料の49ページをお願いいたします。委員費の2,138万1,000円につきましては、監査委員4名の報酬と並びに監査に要する委員の旅費等でございます。

また、事務費の1億9,158万円につきましては、事務局職員の人件費と監査に要する事務経費等でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○畑坂議会事務局総務課長 議会事務局でございます。資料の50ページをお願いいたします。

全体といたしまして議会費と事務局費の合計で13億8,050万円余を計上いたしております。

まず、上段の議会費でございますが、10億10万円余を計上いたしております。これは議員報酬、本会議等開催するための経費、委員会等における県政調査費及び海外友好訪問等に係る経費でございます。

次に、下段の事務局費は、3億8,040万円余を計上いたしております。これは議会運営に係る経費及び議会棟の庁舎管理等に要する経費でございます。

以上よろしくお願いたします。

○中原隆博委員長 それでは、引き続きまして条例等関係に移ります。

○田崎人事課長 人事課でございます。今回、人事課では5本の議案を提案させていただ

ております。お手元の総務常任委員会説明資料、条例等関係をお開きいただきたいと思います。資料1ページをお願いいたします。

第45号議案熊本県教育長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。資料3ページの概要をごらんいただきたいと思います。条例制定の趣旨といたしましては、平成20年4月1日から県立こころの医療センターの地方公営企業法の全部適用への移行に伴いまして新たに病院局を設置することとしておりますが、この病院局の設置に伴いまして、特別職であります病院事業管理者を置く必要がございます。今回の改正は、この特別職であります病院事業管理者の給与等を定めるものと、地方自治法の改正に伴いまして、出納長に関する規定の整理を行うものであります。

2の主な内容についてでございますが、まず、改正する条例といたしましては、(1)に掲げておりますように、3本の条例でございます。(2)の改正内容であります。病院事業管理者の給料月額につきましては、教育長、常勤の監査委員と同額の77万円とし、その他の手当につきましても、他の特別職と同様に通勤手当、期末手当、退職手当を支給することとしております。なお、期末手当の支給率は教育長等と同率であり、退職手当の支給率につきましても常任監査委員と同率と規定としております。なお、特別職につきましては、平成20年1月より給与の削減を行っておりますので、その点につきましても、教育長、常任監査委員と同率の削減を行うこととしてしております。また、後ほど第47号議案で地方自治法の一部改正等で出納長が廃止されることに伴います条例案を提案しておりますけれども、これを受けまして出納長に関する規定につきましてすべて規定を削除するという整理をしております。

施行日は、平成20年4月1日からといたしております。

次に、4ページの第46号議案熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして6ページの条例案の概要で御説明をいたします。改正の趣旨は、特殊勤務手当について業務の特殊性や職員の勤務の実態の変化等を踏まえまして、廃止、統合及び支給要件等の見直しを行うものでございます。また、こころの医療センターの病院局への移行に伴いまして関係規定の整理を行うものでございます。2の改正内容についてでございます。(1)ダム管理手当と特別支援学校等勤務手当につきましては、手当の廃止を行うものでございます。(2)の訓練教育手当につきましては、産業開発青年隊訓練所の廃止に伴う規定の整理を行うとともに、支給額の見直し等を行うものでございます。(3)、(4)の温室内作業手当と夜間定時制勤務手当につきましては、支給要件の見直し等を行うものでございます。(5)は病院局の設置に伴いまして、こころの医療センターに関係する部分を削除する必要がございますので、関係規定の整理をするものでございます。

施行期日は、平成20年4月1日としております。なお、訓練教育手当につきましては、平成20年度経過措置を設けておりますので、平成21年4月1日施行といたしております。

次に、資料7ページでございます。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてでございます。資料の8ページをごらんいただきたいと思います。この条例は、地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴いまして、出納長は廃止され、かわりに一般職であります会計管理者を置くこととされたことに伴いまして所要の改正を行うものでございます。改正の主な内容につきましては、2の(1)に掲げておりますように、3つの条例の条文中に使用されております出納長の文言を削除するものと、(2)のように出納長の設置を前提に置かれております副出納長の設置の廃止に伴いま

す関係条例を廃止するものでございます。

施行日につきましては、平成20年4月1日といたしております。

次に、資料9ページの熊本県地域振興局設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、11ページの条例案の概要で御説明をさせていただきます。条例改正の趣旨でございますが、昨年12月に公表をさせていただきました地域振興局見直しに関する基本方針に基づきまして、水産関係業務の実施体制の見直しを行うことに伴いまして、区域の特例を設けるものでございます。2の主な改正内容についてですが、水産業に関する事務の所管区域について、現在、玉名、八代の職員が兼務する形で他の地域振興局の業務を行っておりますけれども、今回その実態に合わせる形で区域を変更するものでございます。

施行日は、平成20年4月1日といたしております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

第81号議案でございます。資料25ページの概要で御説明をさせていただきます。包括外部監査につきましては、地方自治法の規定によりまして都道府県に実施が義務づけられておりまして、平成11年度から導入を行っているところでございます。今回は平成20年度分の契約締結に関するものでございますが、(1)の契約内容でございますが、この契約は契約の相手方となります外部監査人から監査を受け、監査結果に関する報告の提出を受けることを内容とするものでございまして、外部監査人はみずから選定する特定のテーマについて監査を行うこととなっております。契約期間は平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間となっております。契約金額につきましては、1,412万6,000円を上限として契約の相手方につきましては、公認会計士の荒木幸介氏を予定をいたしております。選任の理由としましては※で掲げており

ますように、いわゆる包括外部監査契約は、財務監査を予定をいたしてございまして、本県では財政健全化は喫緊の課題でありまして、財政面からの監査を必要としていること及び過去9年間の実績から見ても公認会計士が本監査を遂行するのに適した資格と認められるということ、それから荒木氏は平成11年から18年まで8年間は包括外部監査補助者として、また、平成19年度は包括外部監査人として、本県の監査に携わっておられるということから選任を予定をいただいております。

人事課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○榎木野私学文書課長 私学文書課でございます。

第49号議案熊本県公告式条例の一部を改正する条例について御説明いたします。条例案は戻っていただきまして12ページ、13ページですけれども、資料の14ページ条例の概要で御説明いたします。

条例改正の趣旨といたしましては、これは熊本県の公報条例規則等を登載して発行する県の公報ですけれども、この発行を電子化することに伴い熊本県公告式条例の改正を行うものでございます。これまで県公報は紙により印刷し発行し、補足的に県のホームページでも登載しておりましたけれども、近年の電子化の流れ、それから印刷経費の削減等の観点から紙による印刷をやめて県のホームページに登載することによって発行することとするものです。主な改正内容は、県公報の発行方法を電磁化することについて新たに条例上、これは6条ですけれども、規定するものでございます。具体的にはそこにありますように、2つありまして、(1)ですけれども、熊本県公報の発行について規則で定める電磁的方法、これは県ホームページに登載し、インターネットで閲覧等をする方法によること

とする。2つ目の(2)は、(1)つまり今の方法によることができないときは書面等をもって代替発行することができることとすることとでございます。これらについて規定するものでございます。また、あわせて12ページの附則に書いておりますけれども、この改正に伴う関係条例、熊本県「財政事情」の作成及び公表に関する条例を改正いたします。これは県公報の紙発行を前提とした部分を削除するものでございます。

施行期日は、周知期間や準備期間等を勘案して平成20年8月1日としております。熊本県公告式の条例の一部を改正する条例案についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○市川財政課長 財政課でございます。

議案第50号手数料条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。説明資料は15ページから19ページに条例案、20ページから21ページに概要をつけておりますので、20ページの方をごらんいただければと思います。

まず、2の改正内容でございますが、(1)は新たに手数料を設けるものでございます。そのうち①につきましては、農家などの軽油引取税の免税軽油使用者に対しまして、使用者証の書きかえ時の手数料を新設するもの、②はこの4月から薬品につきまして、薬剤師に加えてリスクが特に高いもの以外を販売することができる登録販売者という制度が新設されることに伴う試験手数料等の新設でございます。次の(2)は手数料の額を改定または項目を追加するものでございます。①につきましては、介護サービス情報の調査・公表に係る手数料につきまして、対象事務の実態等を踏まえた手数料の額を改定するもの、②につきましては、林業研究指導所で実施いたします試験項目につきまして、試験内容の実態を踏まえた手数料額の見直しとともに利用者

のニーズ等を踏まえた新たな試験項目の追加をしておるものでございます。③は建築基準法の改正によりまして、建築確認等が厳格化されたことに伴う建築主事の事務量の増加等に対応しまして手数料の額を改定するものでございます。次の(3)は手数料を廃止するものでございます。①は民間の水質検査機関の充実を踏まえまして、保健所でやっております水質業務を廃止するといったもの、②につきましては、こころの医療センターが地方公営企業法の全部適用になりますので、関係条例をこころの医療センターの設置条例の方に規定するために手数料条例からは削除するといったものでございます。次の(4)につきましては、関係規定の整備等を行うものでございます。①は建築基準法の一部改正に伴う引用規定の整理、②は公害紛争処理法に基づく仲裁手続の利用促進のために、仲裁の申請人が納める手数料の額から同一の事件については、新たに調停の段階から仲裁人の段階に同一事件について進んだ場合につきましては、調停の際に納めた手数料の額を控除する規定を設けるといったものでございます。

3の施行期日につきましては、一部を除きまして平成20年4月1日としております。

4は今回、改正されます手数料を県の収入証紙で収入するものがあるために、収入証紙条例につきましてもあわせて改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○児玉監査委員事務局第一課長 監査委員事務局でございます。資料の22ページをお願いしたいと思いますけれども、議案第51号の熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、資料23ページの条例案の概要に沿って説明いたします。

今回の条例改正の趣旨ですが、地方財政健

全化法が平成19年6月に制定された関係で、知事は新たに健全化判断比率等についても、監査委員の審査に付してその意見をつけて県議会に報告し公表する必要になったことに伴いまして、熊本県監査委員に関する条例の関係規定の整備を行うものでございます。条例改正の内容につきましては、地方財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定する審査についての意見を60日以内に知事に提出する規定を追加するとともに、地方公営企業法第30条第2項に規定する審査についての意見の提出期限を30日以内から60日以内に改めるものでございます。なお、提出期限を60日以内と統一した理由は、審査項目が新たに加わったことで一定の審査期間を確保する必要があること、また、これまでも普通会計と企業会計の決算審査意見書を9月県議会に同時に付しているということを考慮いたしました。

施行日につきましては、法律の関係規定の施行日に合わせて平成20年4月1日としております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中原隆博委員長 以上で執行部の説明が終わったわけでございますけれども、御案内のとおり時間帯となってまいりましたので、ここで昼食のため、午後1時まで休憩したいと思います。午後1時から再開いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

午前11時57分休憩

午後1時1分開議

○中原隆博委員長 午前中に引き続きまして、委員会を再開いたしたいと思います。

なお、午前中の質疑の中で西岡委員からの質問に対しまして、財政課長から冒頭お願いいたします。

○市川財政課長 財政課でございます。

西岡委員の方から2月補正に関連いたしまして、入札残などによる補正減の効果はどのくらいかという御質問をいただいたところでございます。結論から申しますと、投資的経費のうち、入札残によるものというのがなかなか補正減という形ではあらわれにくい、ほとんど補正減の中身としてはなかなか入札残の額というのが額としては少のうございませぬ。これはどういった理由かと申しますと、入札残が出た場合にはほとんど継続事業といったところがございます。継続事業を中心に事業を前倒ししておるといったところが実情でございます。ちょっと例を上げさせていただきますと、例えば5億円の事業で毎年1億円ずつ事業を5カ年で進めると、そういった事業があった場合に、まず5億円の債務負担行為を設定いたします。その際に例えば入札で4億円で落札したと、1億円下がったといったような場合には当初5年のところを4年に前倒しするといった形で対応いたしまして、なかなか補正減というよりは最終の事業年度で調整しておるといったところがございます。結果といたしまして、今回、投資的経費の普通建設事業であれば53億円の補正減というふうになっておりますけれども、中身につきましては、冒頭、御説明させていただいたように、国庫補助の内示増減が中心になっておるといったところがございます。

説明は以上でございます。

○中原隆博委員長 西岡委員よろしゅうございますか。

○西岡勝成委員 了解。

○中原隆博委員長 それでは、当初予算の説明並びに条例関係を含めた説明を受けたわけでございますけれども、ただいまから質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 7ページからですけれども、23号の一般会計予算ということで歳入の表が出ておりますが、暫定税率の分がどこに幾ら織り込まれているのかを教えてくださいと思います。

○市川財政課長 暫定税率でございますが、歳入で申しますと、軽油引取税それから自動車取得税、ここは1番の県税のところでございます。ここを2つ合わせまして95億円ほど歳入が県税の中に入っておるところでございます。

もう1つ、3番の地方譲与税のところには地方道路譲与税ということで5億6,000万円ほど計上しております。今申しましたのは暫定税率分でございます。なおかつ、歳出の方でございます。9ページになりますけれども、その他のところで自動車取得税の市町村への交付金といった形で8億円ほど計上させていただいております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 暫定税率が維持できなければ92億円の減収になるということですが、合わせるとう100億円になるんですね、そういうことでもいいですか。

○市川財政課長 鎌田委員おっしゃるとおり、合わせますと100億円ほどになります。ただ、先ほど歳出の方で御説明させていただきましたけれども、自動車取得税のうち、12億暫定税率の部分がありますけれども、12億のうち8億円は先ほど歳出で申しましたように、市町村交付金として払う予定の予算で計上しております。そういったところで県での実害というか、実際に減る部分、暫定税率で県分として収支として減る部分としましては92億円といったところでございます。

○鎌田聡委員 私は一般質問のときも申し上

げたんですけれども、この暫定税率維持云々という扱いは今議論されている国会の中で法改正が伴わなければ暫定税率ではなくなるんですよね、なくなる税をあらかじめ見込んで予算を立てるということは非常におかしいと思うんですけれども、どういう見通しでこういった部分を織り込まれたのか理由をお聞かせいただきたいと思います。

○市川財政課長 本県に限らず地方公共団体が当初予算を編成するに当たって歳入につきましては国の方で地方財政計画というのを出します。その中で税収についても一応、全体でどのくらいになるかというような概要が示されるところでございます。政府が出しております地方財政計画におきまして、政府の案としましては暫定税率を維持するといった前提で地方財政計画を出しておりますので、現段階のやり方としましては、本県におきましてはその地方財政計画に基づいて、歳入予算を組まさせていただいたところでございます。このやり方につきましては、47都道府県ほとんど……、ほとんどというか、すべての県で暫定税率維持、そういったものを前提に歳入予算を編成しておるといったところでございます。

○鎌田聡委員 国がどういった計画を出されているのかわかりませんが、私は県は県として、きちんとそういった確定することがわからないような歳入で予算を組むことはおかしいと思うんです。これはそうしなければならないのですか、地方財政計画に基づいて組まなければならないという何か縛りがあるんですか。

○市川財政課長 今の鎌田委員のお話でございますと、暫定税率の話に限らず地方交付税法案につきましても、政府の予算につきましても、地方交付税が幾らになると、そういっ

た前提で今国会で審議されております。この国会の審議が可決されなければ地方の歳入予算、当初予算が組めないということであると、もう3月31日くらい本当に月末にしか予算案にしても、予算関係法案につきましても可決されませんので、本当に作業としましては短期間でやらなければいけない、場合によっては4月以降にもその作業が及んでしまうと、非常に県民生活にも影響を及ぼすところが大きいといった形になりますので、そこは毎年、地方財政計画に基づきまして、いろいろ予算関係法案もございますけれども、予算関係法案が提出されておる時点で内容を反映した形で地方の当初予算案というのは編成させていただいておるところでございます。

○鎌田聡委員 ほかの都道府県は多分そういうふうに迷うかもしれませんが、熊本県はたまたまと言っただけじゃなくても、知事選前の骨格なんですよ、骨格予算でそういった入ってくるかどうか分からない危険が伴うような予算を組むことがどうなのかと思うんですけども、その辺いかがですか。

○市川財政課長 今回、骨格予算ということで冒頭、御説明させていただきましたように義務的経費を中心に予算計上させていただいておりますけれども、それでも実は要調整額と我々が整理させていただいております収支不足額が発生しております。基金残高でいきますと、4基金を180億繰り入れております。行革推進債という交付税措置が伴わない赤字起債的なものを活用しながら今回の当初予算でさえそういった要調整額を出しながら編成したところでございますので、そういった状況、県の厳しい財政状況を考えると、この暫定税率がないといった前提での当初予算案の編成ということ自体が非常に困難な状況でございます。

○鎌田聡委員 困難ということであるなら、もしですよ、なくなった場合は大変な混乱ということで多分維持くださいというような県民向けの宣伝をされるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、そもそも国の地方財政計画、これは国に文句言わぬといかん話ですけれども、今までの流れと政治が変わったということは皆さん、これは国も自治体も認識すべきだと思うのです。やはり去年の夏で大きく変わったんですよ、衆議院で通っても参議院ではまた変わる可能性があるということ、やっぱりそこを認識した上で今後の予算編成は、そういったことを見通した予算編成をぜひやっていただかないと、非常にそういった、こがんはずだったということが通らないような状況が、今からもこれだけじゃなくて出てくる要素はあると思いますので、それがいいか悪いかは皆さんの判断でしようけれども、そういうふうに政治状況は変わったということはぜひ認識した上で予算編成は行いたいいただきたいというふうに思います。まあ、そのことはそれでいいですけども。

もう1点よかですか、29ページですけども、市町村総室ですよ、これは。知事選挙で2,092万円組んであるのは、これは済みません、何か4月以降の分と聞いたんですけども、どういう内容ですか。

○松見市町村総室長 市町村総室でございます。知事選挙で2,092万1,000円計上させていただいておりますけれども、補正予算のところでも御説明いたしましたように、3月23日に知事選挙が執行されるということが決まったところでございます。知事選挙の後に実は候補者への選挙公営費の分とか、いわゆる市町村等で実施します不在者投票、こういうものの執行経費等を交付するというようになっておまして、それが多分4月以降にずれ込むということで、その分を見積もって2月補

正を減額した分をその当初予算に改めて計上
させていただいたものでございます。

○鎌田聡委員 その点はわかりました。

○中原隆博委員長 鎌田委員、よろしゅうご
ざいますか。

○鎌田聡委員 はい。

○吉田忠道委員 31ページの防災総務費の防
災対策費(7)の3億5,000万円組んでありま
すが、その下の無線管理費、防災無線機の維
持費と自治体の衛星通信機構の分担金があり
ますが、衛星通信機構の分担金というのは幾
らになるんですか。

○坂田危機管理・防災消防総室長 これにつ
きましては、自治体衛星通信機構分担金は2,
439万8,000円でございます。

○吉田忠道委員 大体、あと1億程度が維持
管理費ということになるんですか。

○坂田危機管理・防災消防総室長 そうで
す。

○吉田忠道委員 43ページ、統計調査課の委
託統計費なんですけど、今年度1,600万円余、
増額予算になってますけれども、これは主と
してどこに原因があるんでしょうか。

○甲斐統計調査課長 来年度、大規模な統計
調査といたしまして、住宅・土地統計調査が
予定されております。この分が一番大きく影
響しておるものでございます。

○吉田忠道委員 わかりました、いいです。

○中原隆博委員長 よろしゅうございます

か。

○吉田忠道委員 はい。

○西岡勝成委員 2点お尋ねをいたします。

まず、36ページの地域政策課ですが、骨格
予算の中で肉付けの部分があるんでお尋ねし
たいですが、4番の地域づくりパートナーシ
ップ推進補助金、県の重点施策等の推進を目
的に地域資源を生かした取り組みを行う地域
づくり団体等への補助の件ですけれども、こ
れは商工関係でも地域資源の質問を私はいた
しましたが、その辺との関連はどういうもの
ですか。

○梅本地域政策課長 36ページの(4)番目の
地域づくりパートナーシップ補助金でござい
ますけれども、これは例えばグリーンツーリ
ズムとか、あるいは廃校を利用しました宿泊
体験とか、そういったものをNPO法人とか、
地域づくり団体が都市住民等を対象にして行
います地域づくりでございまして、市町村と
タイアップして交流人口の増加を目指してそ
して地域おこしをする、そういうような取り
組みに対します助成でございます。

○西岡勝成委員 これはもう補助をする先は
決まっているんですか。

○梅本地域政策課長 (3)番の地域振興総合
補助金が市町村向けでございまして、(4)番
目につきましては、民間向けということで地
域づくり団体あるいはNPO法人、非営利団
体に対しての補助でございます。

○西岡勝成委員 具体的に決まってとるわけ
でない。

○梅本地域政策課長 はい。

○西岡勝成委員 もう1点は交通対策総室なんですけど、天草空港利用促進協議会に対する負担金ということでもいろいろ天草空港も非常に苦戦をいたしているところがございますけれども、熊本空港ビルディングですたいね、あそこの会社、第三セクターできていると思いますが、出資者というのは主にどういふところがあるんですか、それと、どういふ経営状況にあるんですか。

○小林交通対策総室長 熊本空港ビルにつきましては、今手元に詳しい出資者のリストを持ち合わせておらないんですが、県とあとは航空会社でありますとか、電力会社等がございます。また、後ほど改めて御報告いたしますけれども。

○西岡勝成委員 何でそういうことをお聞きしたかと申しますと、片一方は赤字で非常に苦労して路線の維持がどうかと、一機体制ですからね、最初から、これはもう想像されておいた状況下にあるんですけれども、片一方はもうかって税金を多分かなり納めると、同じ行政が絡んでいるものであれば、今後合体して、全くの素人的な発想ですけれども、空港に関する地域振興という立場から考えると似た部分もあるんでという考えでお聞きしたんですよ。後で熊本県空港のビルディング方の経営状況とか、出資者とか、天草エアラインの出資者等も含めて説明をちょうだいしますね。

○中原隆博委員長 資料が整い次第、また後ほど、きょうわかったがよかつでしょう。

○西岡勝成委員 後でいいですよ。

○中原隆博委員長 早急にお願いたしたいと思ひます。ほかに質疑はございませぬか。

○小早川宗弘副委員長 ページは15ページですけれども、説明を聞いててあつと思つたんですけれども、15ページの広報誌ということで4番目、電子媒体による広報ということで県庁ホームページ及びメールマガジンによる広報経費ということで4,800万円が計上されております。3番は電波媒体による広報ということでラジオ、テレビによる広報媒体ということで、これはテレビとかラジオに出演するとそれなりの費用がかかるかなというふうに思うのですけれども、ホームページだとか、メールマガジンで4,800万円というのは結構かなりの高額でなかつかなというふうには私もホームページを持っているのですが、そんなに余り更新はしませんけれども、県庁のホームページというのはいろいろな情報が載つておつて、さまざまな書類もダウンロードできるというふうなことで、高度なホームページだと思いますけれども、この4,800万円の中身というのはい体どういふことをやられておるのかということをお聞きしたいと思ひます。

○山本広報課長 広報課長でございます。

電子媒体を使って広報しておりますのは、今おっしゃつたとおり、ホームページともう1つメールマガジンと大きく2つございます。それからホームページから入りますと、もう1つは動画配信のサイトも実はつくつておつまして、詳細な金額はちよつと置きまして、先ほど言ひましたメールマガジンに290万円程度、それから動画配信にもその程度、それから実は今年契約5年目に入りますもんですから、ホームページの更新の経費が入つております。そういったものが入つておつまして、この数字というふうになっております。

○小早川宗弘副委員長 パソコン関係のやつは業者の言ひ値というふうな部分もかなりそ

ういうふうな部分があるというふうに思いますので、よく中身を見てというか、コスト対価、適正価格だと思いますけれども、もう一度検討していただきたいなというふうに思いますし、そういう専門の人というのは行政の中におらんとですか、何か結構、簡単にできそうなんですけれども、それに詳しく人ならですね、動画の配信とか、動画を撮ってきて画像に埋め込みというのは結構今は簡単なソフトもできておるけんですね、その辺で経費節減を考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○山本広報課長 私ども経費は一生懸命に押さえようと思っておりまして、今度のホームページのリニューアルにおいてもできる限り維持経費が下がるようなそういった方向での取り組みをするつもりでおりますので、先生のおっしゃるとおり、今後とも経費の執行についてはしっかり考えてまいりたいと思っております。

○中原隆博委員長 よろしいですか。

○小早川宗弘副委員長 はい。

○早川英明委員 ここの予算ではございませんけれども、まず、13ページの計画調査費ですか、今回ずっとこの所属の各課のこの予算を見てみますと、ユニバーサルデザインとか、あるいはそれぞれの政策の中でパートナーシップというのは、そういう名目の予算が極力、知事が今度勇退ということで、極力、予算の中に組み入れてないのが目立ちますが、今まで8年間の中でそういう部分についてはどのような成果が上がったのか、今後これですうい部分については、ピリオドを打たれるのか、そこのところはだれか代表して――。

○内田企画課長 企画課でございます。

この暫定予算に掲げておりますのは、13ページの計画調査費、企画推進費の4番、5番でございますけれども、これにつきましては、現在パレアの方にユニバーサルデザインについての展示施設、それからユビキタスについての展示施設をつくっております、その運営費を暫定予算として掲げさせていただきました。それから、その他の事業推進につきましては、骨格予算という性格ですので、6月補正の中で議論の中で検討を行うということにしておりますので、次の議論の中でしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

○早川英明委員 もういいですよ。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。

○早川英明委員 はい。

○浦田祐三子委員 28ページの各地域振興局が地域における元気づくりを推進するための活動費ということで、元気づくり地域推進費で8,500万円取っておりますけれども、具体的にどのような活動をされているのかをお尋ねします。

○松見市町村総室長 市町村総室でございます。

元気づくり地域推進費につきましては、局独自の判断でその局管内のさまざまな民間団体または管内の市町村等と連携しまして、いろんな地域おこしの活性化のための事業、そういうものに極めて自由に使えるという目的でつくっております。大体、10局ありますので、平均しますと今度の予算でいきますと1局当たり850万円程度使っていくと、よくマスコミ等に出ておりますのはそういう事業費

を使って、例えばUDイベントをつくったりとか、観光面での新たな発掘をしたりとか、地域の宝探し事業みたいなもの、そういうものに各局それぞれ競って取り組んでおられるという状況でございます。

○中原隆博委員長 浦田委員、よろしゅうございますか。

○浦田祐三子委員 ありがとうございます。

○中原隆博委員長 ほかに。なければ以上で質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第23号、第27号、第28号、第36号、第40号、第45号から第51号まで、第81号について一括して採決したいと思います。御異議はございませんか。

○鎌田聡委員 一括でなくて分けてもらっていいですか。第23号だけ分けてください。

○中原隆博委員長 異議ありということですね。

○鎌田聡委員 はい。

○中原隆博委員長 一括採決に反対との議案は、今お話がありましたように、第23号ということではよろしゅうございますね。

それでは、一括採決に反対の表明がありましたので、第23号について、挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○中原隆博委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり皆様方の賛成多数をもって可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案について採決をいたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第27号外11件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、継続審査となっております請願の審査を行いたいと思います。

まず、請第3号について執行部から状況の説明をお願いいたします。

○由解文化企画課長 文化企画課でございます。

請第3号継続案件でございます。県立劇場にパイプオルガンの設置の実現を求める請願でございます。状況の変化はあってございませんけれども、これにつきましては、これまでも説明したとおり、設置に係る費用の問題あるいは設置後の維持管理の問題また演奏者の数の問題等ございまして、現時点での実現につきましては、非常に厳しいものがあるというふうに思っております。ただし、今後とも引き続き何らかの工夫や方策はできないか研究してまいりたいというふうに思っております。どうか御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中原隆博委員長 今、県立劇場におけるパイプオルガンの設置についての御説明でございましたけれども、これについて何か質疑はございませんか。

それでは、ないようでございますので、採決に入ります。

請第3号についていかがいたしましょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第3号を継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 異議なしと認めます。よって、請第3号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りしたいと思います。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 異議なしと認めます。それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他の報告事項に入らせていただきます。執行部から報告の申し出が5件あっておりますので、まず、それぞれ担当課長から説明を受けた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次報告をお願いいたします。

まず、総務部から小島行政経営課長。

○小嶋行政経営課長 行政経営課でございます。

報告第1号熊本県行財政改革基本方針に基づく平成20年度の実施計画の概要につきまして御報告申し上げます。報告資料といたしまして、各委員のお手元に平成20年度実施計画の本文と概要版を配付させていただいておりますが、A4横になっております概要版によりまして御説明を申し上げます。概要版の1ページをお願いいたします。

1ページの1これまでの取り組みの(1)の枠の中に記載しておりますが、本県の行財政改革基本方針は、平成17年の2月に国の三位一体改革の影響と地方分権の進展を踏まえまして、平成21年度までの5年間を推進期間として作成されているところでございます。その上で毎年2月までに翌年度の実施計画を策

定し推進することとされてございます。下の方の(2)でございまして、各年度ごとの取り組み項目数と当初予算におきます財政効果を掲載しているところでございます。

次に、2ページをお願いいたします。2ページには平成17年2月の基本方針策定以来、3カ年取り組みを重ねてまいってございまして、その主な取り組みを記載しておりますが、説明の方は省略させていただきます。

次に、3ページをお願いいたします。3ページには2行財政運営の課題といたしまして、本県の行財政改革を推進する上で留意しておくべき最近の国の法制度改正や構造改革の動きを記載しておりますが、9月議会の委員会におきまして御説明申し上げました20年度の取り組み方針の中でも説明をいたしておりますので、今回の説明の方は割愛させていただきます。

4ページをお願いいたします。4ページの県財政の状況につきましては、先ほど20年度当初予算の概要の中でも触れられてございましたので、説明の方は省略いたしますが、依然として厳しい財政状況が続くと見込まれますことから、引き続き行財政改革を思い切って進めていく必要があるとしているところでございます。

次に、5ページをお願いいたします。5ページの3平成20年度の主な取り組み内容でございますが、枠の中の上段には基本的なスタンスといたしまして、基本方針に掲げた目標達成に向け行財政改革の取り組みを着実に推進するとともに既に現基本方針に掲げました取り組みの多くに着手済みであること、引き続き財政環境が厳しいことなどを踏まえ、さらなる改革を推進するというスタンスで基本方針の見直しにも着手することとさせていただきます。また、下段には来年度の重点取り組み事項を掲げてございまして、このスケルトンにつきましても9月の委員会で御説明申し上げているところでございます。

次に、6ページをお願いいたします。6ページには来年度の行政改革の主な取り組みを掲げてございますが、本庁組織の見直しの中では昨年の4月に設置いたしました総務事務センターへの庶務事務の集中化への促進、県立病院こころ医療センターに地方公営企業法の全部を適用すること、また本庁の消費生活部門と現場の消費生活センターの機能の一体化などに取り組みます。

次の地域振興局の見直しでは、昨年11月に公表しました方針に基づきまして、業務の集約化等を図ってまいります。さらに職員数の削減といたしましては昨年4月現在と比較をいたしまして約220人を削減することとしてございまして、基本方針による取り組みを始めました平成17年4月現在の2万4,285人と比較をいたしますと3年間で約680人の削減となっております。

6ページの下段の業務見直しにおきましては、青少年教育施設への指定管理者制度導入の準備を進めますとともに、市町村へのさらなる権限移譲の推進、情報システムのあり方見直し等に取り組むこととしております。

次に、7ページをお願いいたします。7ページは財政改革の主な取り組みについて記載しておりますが、財政改革につきましては、6月の肉付補正に回る取り組みも多いことから、現時点ではすべての取り組みを掲載するには至ってございません。経営資源配分の重点化では、事業の選択集中を進め歳入歳出両面から所要一般財源の縮減に取り組むこととしてございます。また、よりわかりやすい財政状況の公表、また下段の歳入歳出構造の見直しの中では税込確保策の充実、未収金対策の強化、新たな歳入確保対策の推進及び総人件費の抑制等に取り組むこととしてございます。

次に、8ページをお願いいたします。8ページは意識改革の主な取り組みを掲げてございますが、県政運営の基本理念としてのパー

トナーシップとユニバーサルデザインの浸透を図りますとともに、昨年、策定をいたしました人材育成ビジョンに基づく取り組みを推進してまいります。また業務改善研修、全班1事務事業見直し運動など職員の意識改革、資質向上に向けた取り組みについても積極的に推進することとしております。来年度におきます取り組みの詳細はお手元の実施計画本文に詳細を記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。また、各委員会にはそれぞれ所管事項につきまして、各部局から御報告を申し上げているところでございます。引き続き行財政改革に一生懸命に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で御報告を終わります。

○市川財政課長 報告資料の番号2、公的資金補償金免除繰上償還についてという資料をごらんください。これは1の制度の概要のところを書いてございますけれども、平成19年度から平成21年度までの3年間で政府から借りた財政融資資金、それから簡保資金の借入れのうち、金利5%以上のものにつきまして繰り上げ償還を認めるといったことが制度としてできたところでございます。これは過去にバブル期などにおきまして非常に高い金利で借りておったものが、今の低金利の状況を考えると不合理ではなかろうかと、そういった地方の声があったところでございまして、本県の財政特別委員会におきましても、こういった要望していただいたところでございます。結果としまして、昨年の地方財政計画の中でこれが認められまして、今回の補正予算案のところの説明でも御説明させていただきましたが、認められたところでございます。なお、1の制度の概要の2段落目のところを書いてございますけれども、今回の繰上償還に当たりましては、総人件費の削減等を内容といたします公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画を策定しなさいとい

うことが義務付けされたところでございます。これは政府資金を補償金免除ということで政府資金が通常であれば入るところが入らなくなるわけでございますので、国、地方を通じて国民に対しまして行財政改革の姿を見せると、そういった観点からの計画策定の義務付けがなされたところでございます。

2番の本県の対象額と対応状況でございますけれども、普通会計債と公営企業債と2本でございますけれども、普通会計債、一般会計を中心としたものでございますけれども、これにつきましては、平成18年度の実質公債比率という財政の指標がございます。これが本県14.8%でございます。この比率が高いところほど資金免除の公的繰上償還免除の対象範囲が広がりますけれども、本県の場合ですと、14.8%ということで金利7%以上のもののみ対象といったところでございます。結果として対象額が幾らあるかと申しますと、旧資金運用部資金で8,400万円、簡保資金で7,100万円といったところでございます。これを繰上償還することによる効果額というのが※のところを書いてございますが、900万円程度といったところでございます。公営企業債につきましては金利5%以上でございますが、制度上、繰上償還の予定が22年3月といったところでございますので、21年度の予算で対応するといったところでございます。なお、こちらの公営企業債の場合ですと、利息軽減効果としましては3,400万円程度あるといったところでございます。

3番目としまして、冒頭、御説明しました財政健全化計画の中身でございますけれども、これについては本県では既に行財政改革基本方針を策定しているところでございまして、その内容を中心に国が定めた様式に沿って計画を策定いたしました。主な目標としましては、人員削減につきましては、定員管理としまして集中改革プランの取り組みを着実に進める、その後も職員数の抑制に努めると

いったところにしております。実質公債費比率につきましても、計画期間中に平成19年度の実質公債費比率13.4、これを低下させることを目指すといったところの計画の内容としておるところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○松見市町村総室長 市町村総室でございます。市町村合併の推進状況につきまして御報告させていただきます。報告資料3の資料をお願いいたします。

まず、1ページ目でございますけれども、アンダーラインを引いております箇所が12月委員会で御報告いたしました以降の最近の動きでございますので、そこを中心に御説明いたします。まず、合併新法下での取り組みでございますけれども、熊本市と富合町の合併につきましては、本年1月30日に総務大臣告示がなされ本年10月6日に合併することが確定したところで

次に、飛びますけれども、4ページをお願いいたします。各地域における合併に向けた動きでございますけれども、まず、熊本市周辺では植木町、城南町、益城町におきまして、熊本市との合併に向けた具体的な検討が進められているところでございます。このうち城南町におきましては、本年1月11日に熊本市、城南町合併任意協議会が設置されまして、今月7日に第1回協議会が開催されたところでございます。また、益城町におきましては、5ページになりますけれども、今月1日に益城町の住民、団体、それから益城町・熊本市職員によります政令市を考える研究会が設置されております。また、荒尾・玉名地域、人吉・球磨地域の最近の状況、また、それ以外の地域に対する取り組み状況を記載しているところでございます。このような具体的な動きが始まった町や地域に対しましては、県としても情報の提供や説明などを記載のとおり

実施しているところでございますし、いまだ具体的な動きのない地域に対しましても町村議会への説明会の開催などを実施中でございまして、できるだけ早く御検討を始めていただくよう今後とも合併機運の醸成に努めてまいります。

以上でございます。

○坂田危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。

熊本県消防広域化推進計画の策定について御報告します。1枚紙が用意してあると思っておりますけれども、近年の高齢化、少子現象社会の中で大規模災害や高齢者等さまざまな住民の方々のニーズの増大に対応して今後も消防力を維持していくということで、国においては平成18年の6月に消防組織法を改正し、また、市町村消防の広域化に関する基本指針を定め自主的な市町村消防の広域化を推進することになったところでございます。その中で県は広域化の組み合わせを含む推進計画を策定し、市町村は組み合わせごとに運営計画を策定し24年度をめどに広域化を実現することとされているところでございます。この広域化につきましては、常備消防体制の整備を図るというために行うものでございまして、広域化のメリットといたしましては、1つは組織が大きくなることによりまして統一的な指揮のもとに大規模な災害にも対応できること、そして従来の境界線がなくなり現場到着時間が短縮されるといったメリット、それと指令センターとか、事務部門の統合によります現場要員の増強が図られることなどでございます。

2の本県での検討状況でございますけれども、県としては実行性のある計画を策定するために、これまでまず、当事者でございます県内13消防本部の管理者である市町村長で構成されます検討会で3回にわたって協議を行ってまいりました。その結果、広域化につい

ての御理解も得られまして枠の中に囲んでありますように、県下一体制については早急に実現するのは困難だが将来の実現に向けては調査協議を続けていく必要があると、また、2の具体的な組み合わせにつきましては、城北、中央、城南の3ブロックで広域化を図るということでございますけれども、天草につきましては、地理的なものもございまして、将来、県下一体制までは単独とするという結果になったところでございます。そういう状況も踏まえ住民代表や学識経験者等を含む策定委員会を(2)でございまして、設置し去る2月14日に第1回の委員会を開催し本県消防の現状等について御報告をしたところでございます。今後でございますけれども、引き続き委員会を開催し御意見をいただきながら、またパブリックコメント等も実施し県計画を策定する予定でございます。その県計画策定後は、関係市町村による協議によって24年度までの実現を目指すこととなります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○梅本地域政策課長 地域政策課でございます。報告資料の農業試験場跡地についてという資料をごらんいただきたいと思います。これまでの経緯につきましては、私どもの方からこの委員会にも御報告してまいりましたけれども、そこに(1)から(5)まで取りまとめております。平成16年5月に県としてはロック開発株式会社を事業予定者として選定し、(2)でございまして、17年3月に県議会の附帯決議として地元及び経済団体とのコンセンサスを十分に得られるよう努めなさいということになっております。これを受けまして(3)でございまして、18年2月に農試協議会を設置し本日まで10回にわたって検討をいただいております。(4)でございまして、その検討結果を踏まえてロック社に対して一部計画の見直し、あるいは地域貢献策を具体

化しなさいといったことを言いまして、それに対する答えとしてマスタープランが提出されました。9月の第9回協議会でこのマスタープランにつきまして諮ったところ、B、C両区画についての着工についておおむね合意がとれたところでございます。それを受けまして(5)でございますが、今月の第10回協議会でB、C区画の事業化に向けた県の考え方を提示するとともに今後予想されるスケジュールや手続き等について説明を行っております。

今後の私どもの県の対応についてでございますけれども、B、C区画の事業化に向け年度内には予約契約を締結、A区画については、地元にとっても最もよい利活用が実現されるようにロック株式会社とともに連携して早急に検討していきたいと考えております。2枚目、3枚目は、ロック社から示されました計画変更後のマスタープランでございまして、とりわけ予約契約を念頭にありますB、C区画の内容を2ページ目、3ページ目につきましてはエースも加えました全体レイアウトについて御報告させていただきます。

以上でございます。

○中原隆博委員長 以上で執行部の報告が終了いたしましたので、ただいまの報告事項について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○竹口博己委員 質問というよりもどっちかという要望ですが、今の報告の地域政策課長さん、農業試験場跡地について、これは本会議でも鎌田議員も取り上げておりますとおり、熊本市内のど真ん中にこれだけの空き地がそのまま放置された状態が続くというのは非常に県にとってもまずいし、市民からの目にもよくないと、すぐそばに木村あられの跡地というのがあります。これも放置土地、何のために買ったかというその原点が問われ続

けてきた目的を達成しないまま放置されたこの土地についてはやっとな熊本市の動きによって何とか道筋が立ちそうですね。ところが農業試験場跡地はまだ一進一退といえますか、もたもたしておると、どうか県の強いリーダーシップというのがどこかで欠けているのではないかという気もします。地元にはいろんな意見があって難しい問題もある。だからこそ県が強いリーダーシップをぜひお願いしたいと、少々横槍が入っても県の主体的立場でびしっと説明をして、あそこを解消するというくらいのもがないとなかなか今の状態は今後もずっと続くだろうと思われませんが、課長さんの決意をお聞かせくださいませ。

○梅本地域政策課長 この問題を担当させていただいて3年になりますけれども、私はこの附帯決議をしていただきました直後に担当し始めましたけれども、地元が賛成推進で割れることが最もまずいのではないかとということでコンセンサス形成に努めてまいりました。これまで3年の期間を要しましたけれども、お互いにお互いの主張について耳を傾ける姿勢も出てきておりますし、その成果として事業予定者に対してかなりの譲歩あるいは地域貢献策の提示などの成果も出ております。委員、御指摘のように、この問題については、これまでの議論というものをむだにしないように、あるいは確実な成果に結びつけていくように早急にできるだけ急いで結果として見えるようにしなければならぬと考えております。

○竹口博己委員 ありがとうございます。

いい機会ですので、ついでに松見総室長さん、またまた確認というか、教えてもらいたいです。人吉・球磨地域で首長さんや議長さんたちを対象とした、これは何でしょうね、基礎自治体に関する勉強会のようなものを持たれてますね、これは何かを前提とした、

つまり県が推進している合併を前提とした動きなのかどうかというのが1つ。

それから、もう1つは合併しないで残っている小規模の町村、そこにも書いてありますけれども、阿蘇では高森とか、小国とか、産山とかですね、球磨の方では球磨村、相良村、それから天草は苓北が一つ残ってますね、などなど。ここらに対して県が基礎自治体のあり方について説明会を実施しているというような報告がさっきあってましたが、これはどうなんですか、合併せんですかという方向性の説明会をしておられるのかどうかというのと、感触はどうかというのをお聞かせください。

○松見市町村総室長 まず、人吉・球磨地域での動きでございます。これにつきましては、実は今年度に限らず昨年度からも振興局中心に実施しておりまして、目的はかなりの人吉・球磨地域の管内の市町村で小規模市町村が合併せずに残ったということで、再度仕切り直しをして、いま一度合併の方向性を見極めてもらいたいということから、再度、いわゆる将来の市町村の流れというものを勉強した上で、まず、事務局から昨年度やりまして、今年度については、首長さん方、議長さん方も全部、管内全首長さんを集めての勉強会を進めているというところございまして、できればこれをベースに合併の具体的な動きに持っていきたいということで地元地域振興局を中心に努力しております。

それから、小規模町村議会等への説明ですが、これにつきましては、これまでもこの委員会で報告しておりますけれども、市町村総室としては、小規模町村の首長さん、議員さん方に合併を促す知事書簡を送ったり、またはマスコミ、新聞広告等として住民に呼びかけたりしておりますけれども、その流れの仕上げとして個別にそれぞれそういう町村の議会に出向きまして全議員さんを相手

に説明会を実施しております。その説明の趣旨はあくまでも熊本県として進めております合併について、いわゆる構想についての説明を中心にさせていただいているところでございます。その反応ですけれども、一言で言えば町村ばらばらというんですか、反応ございまして、なかなか過去の旧法下での合併の経緯を引きずっているところもありますし、やはり周りの状況が、合併対象となるところがどういう市町村であるかということによっても変わってまいりますし、まだまだ説明、説得を続けていかなければいけないというふうに思っている状況でございます。

○竹口博己委員 ありがとうございます。ついでだけれども、あさぎり町、私の感想を申し上げますと、あさぎり町がいち早く合併をして口火を切ったような印象、イメージを与えてますが、シビアに見ますと、このあさぎり町というのは昭和の大合併のあのリズムのときにごたごたして、きっと各町村が言いたい放題言うて合併できなかった、それが何十年か経過して平成大合併のリズムの中で何十年かおくれてやっと合併した。ところが平成大合併の先駆的役割という大変きれいに映っておるけれども、知る人も知る、随分おくれたねという、たけど合併したことはいいことですね、その背景にはやっぱり国の方針を受けた県が強い姿勢で臨んで流れができたのに乗っかってきたことから見ますと、取り残った小規模町村というのは心配ですね、財政的にも今後、本当に心配。そこら辺に対する県もしっかりした県で臨まれることを要望して終わります。ありがとうございます。

○吉田忠道委員 行財政改革の基本方針といえますか、20年度の実施計画、この点について質問いたしますけれども、潮谷県政の特徴といえますか、私は思うには、ユニバーサルデザインとパートナーシップに象徴されるよ

うに、横文字が多いですね、これをどのように職員の方は評価されているかわかりませんが、これをユニバーサルデザインとパートナーシップというのをそのまま日本語に置いた場合の県民の受け取り方と、この横文字とはどのような感覚だろうかというのが1つ。

それに基づいて意識改革のところで、概要の一番最後ですけれども、人材育成ビジョンに基づく取り組みの推進、この中でコンピテンシーモデルですか、こういう言葉が出てまいりまして、何か職員の評価に充てられるようですし、これをもちよっと具体的なやり方、それから、その次の業務改善の取り組みの積極的な推進、私はこの行財政改革の中で、この業務改善の取り組みというのは非常に重要視しておるのですけれども、これが一番下からの盛り上がりで効果を上げる、これがなされるならば非常に効果が出ると思っておるんですけれども、これの具体的な取り組み、これは何年か前から取り組んでおられるでしょうか、もし20年から取り組まれるのか、もし過去にやっておるんだったらその成果が聞ければと思うのですけれども。

○小嶋行政経営課長 行政経営課でございます。

それでは、先生の今の御質問の一番最後のところ、業務改善の取り扱いにつきましてお答えしたいと思います。業務改善の取り組みにつきましては、もちろん行財政改革の中で一番中心になってくる部分だと思っております。これにつきましてはもうこの10年、知事も答弁の中で申し上げておりましたが、行財政改革を進めてまいっております、それぞれ事務事業を推進する際になるべく行政の効率化、そしてまた、合理化というものを進めながら住民サービスの質の向上というものを目指していこうということで取り組んでまいっております、そういった形で取り組みを進めているところでございます。それで日常

の事務の進め方もそうでございますけれども、それぞれ先ほども少し触れておりましたけれども、職員の提案制度、言うならばQC活動でございますけれども、そういった活動でございますとか、あるいは全班1事業見直し運動でございますとか、そういった形でそれぞれの業務改善というものがそれぞれの職場で終わらない、どこかでうまいやり方をやったならば、そういったものを全庁的に供与する、そういうふうな活動を含めまして、今、一生懸命に取り組んでいるところでございまして、引き続きこれらの取り組みについては進めていきたいというふうに思っております。

○内田企画課長 先ほどありましたパートナーシップそれからユニバーサルデザインの言葉についてでございますけれども、なかなかこの概念をうまく日本語であらわすのは非常に難しゅうございますけれども、パートナーシップにおきましては、協働、ともに働くということであるんな主体ないしは県民との人たちと一緒に行動するという形でいきたいというふうに思っておりますし、ユニバーサルデザインの場合は、バリアフリーと違いましてすべての人たちのためにというような意識で県政を進めていくという形であります。ただ、非常に概念的にも日本語で訳するのは難しいということでパートナーシップそれからユニバーサルデザインという言葉で今まで推進してまいりました。

以上でございます。

○田崎人事課長 人事課でございます。

人材育成ビジョンの件でございます。人材育成ビジョンにつきましては、平成19年3月に策定をしたところでございますが、この中で職員のいわゆる人事評価を適正・公平にやっていく視点から、ここの資料の方にも書いてございますように、新たな人事評価制度に

取り組んでおると、その中の1つとして目標の設定管理による評価と、コンピテンシー評価というふうにしております。このコンピテンシー評価と申しますのは、先生からも御指摘がありましたように、わかりにくい言葉でございますが、それを日本語でいいますと、成果行動というような言い方になろうかと思いますが、いわゆる高い業績を上げる職員に共通して見られる特徴的な行動、そういったものをその評価の中に入れていくと、モデルに入れていくと、そういうものでございます。現在この目標設定管理による評価それからコンピテンシー評価という2つにつきましては検討を重ねておまして、この1月にも全庁の一部で試行もして、いろんな問題点を今、調査検討しているところでございます。来年度何らかの形で実際にこれに取り組んでいきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○吉田忠道委員 2点、再質問させていただきますけれども、最初の業務改善の件では全班1事務事業見直し運動と、こういうのをやられておりますけれども、これは定期的に各班から出させてというようなことをやっておられるのでしょうか、それとも年間という間ででしょうか、それから、これに関連しますけれども、全班1事業でなくて1人1項目業務改善というようなことにはなっていないか、その点が1つ。

先ほどのコンピテンシーモデルですか、例えば人事評価制度の項目に何々はやっているかとか、何々は成果ありだとか、そういう何か人事評価項目にこれは直結しているのかどうか、もう1回聞きたいと思っておりますけれども。

○小嶋行政経営課長 行政経営課でございます。

まず、2点御質問ございました。全班1事

務事業の見直し運動、これらにつきましては、大体、夏場にいろんな見直しを行います期間を設けてまして集中的にやっているところではございます。ただ、もちろん年間を通してそうしたマインドで取り組みを進めていくことは申し上げるまでもないわけですが、夏場にはそういう形で重点的に見直しをしようということで昨年度も大体、全体で854件ほどの改善事例というものが出てきているところでございます。それと先生おっしゃられますように、私どもの方も全班1事務事業という形で名前がなっておりますので、1人全班ではなしに1人1事務事業というようなスタンスで取り組むべきではないかと、そういったネーミングの問題はございますけれども、もちろん1人1人が項目改善に取り組むことは当然のことでございますので、そういった心組み考え方で取り組んでいるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○田崎人事課長 コンピテンシー評価の中の具体的な項目でございますが、現在考えております中身について御説明させていただきますけれども、いわゆるコンピテンシー評価の中身としましては能力評価あるいは意欲行動評価というふうな見方になりますけれども、まず、能力評価の中には例えば判断力であるとか、実践力であるとか、企画力、それから部下育成能力とか、組織運営能力、こういった項目を入れておりますし、意欲行動の中には公務員に求められます責任感、使命感あるいは協調性でありますとか、県民の視点を持っているかとか、そのようなことを項目の中に入れておまして、それがそういった項目に対して各職員がどのようなレベルにあるのかというものを自分でも自己評価もしますし、上司の方も評価すると、そのような制度を取り入れていきたいというふうに考えているところでございます。

○吉田忠道委員 ちょっとくどいようですが、もう1回今の人事評価のところですね、今言われた項目は、従来からあった項目でしょう。それで今、横文字で出ていることを念頭に新たに評価項目みたいに入ってくるのかどうかをちょっと。

○田崎人事課長 大きな流れといたしましては従来ありました能力評価、意欲行動評価というのは従来の人事評価の中にも項目としてはございました。今回、新たにこのような評価にするといいますか、中でいろいろ各県庁職員全体にもいろんなアンケートをとりましたし、外部の有識者といいますか、そのような人材育成のコンサル等にもいろいろお話を聞きまして、いろいろと新たな項目としては入れ込んでいきたいというふうには考えているところでございます。

○鎌田聡委員 行政改革のプランの関係ですけれども、この前の議会のときの大西議員の質問に答える形で財政健全化の専門組織をつくっていくと、4月1日から発足させるということですが、どういった、まあいい話だとは思いますが、実際、行政経営課があってこういった行財政改革の取り組みをされて、その財政健全化に向けた専門組織は何をどうされる組織なのかというのをどこに組んでいるんですか、答弁をされた方に聞いた方がいいですか。

○田崎人事課長 今の御質問に対しての答えですけれども、平成20年4月1日で組織改編に向けまして全体的に今いろいろ検討してきているところでございます。その中で行財政改革待ったなしといえますか、特に今の行財政改革の説明の中にもありましたように、行政改革、財政改革、意識改革の中の財政改革についても待ったなしの状況になっているということをとらえまして、この財政改革の部

分について新たなそういった取り組みも含めまして検討していく、そういった組織についても非常に重要な時期に差しかかっているというふうに思っております、そういったことに取り組む新たな組織についても前向きに検討していきたいと、そのようなことでお答えをさせていただいたわけでございます。

○鎌田聡委員 行政改革も財政改革も行財政改革とあって、これは私は行政経営課が今までやってきたんじゃないかなと思うんですけれども、何か行政改革と財政改革を切り離してやらなければならない理由とその期待している効果というのを教えていただきたいと思えます。いろいろ組織をつくれればそこにまた人をかけんといかんし、逆にそれが行財政改革につながるのかどうかという検証も必要だと思うのですね。

○田崎人事課長 先生おっしゃることもあると思います。今の位置づけとしましては、行政経営課の全庁で取り組んでおります行財政改革の言うならば先頭で引っぱってもらう旗振役というような位置づけになろうかと思えますけれども、財政改革の部分につきますと、これはいろんな財政の中の何といいたいでしょうか、手法、財政の中身がしっかりとわかっているなければなかなか取り組めない部分もございいます。前回、平成12年の財政健全化計画というものをつくったときも当時の財政課に財政健全化対策室というものを、当時でございまして、そこで人事課、財政課、当時のですね、一緒になってやってまいりました。今回も財政課そして行政経営課、人事課も一緒になった形でそういったことに取り組んでいくということになろうかと思っております。

○市川財政課長 組織に関しましては人事課の方で所管しておりますけれども、今の財政

状況に対する認識について少し御説明をさせていただきます。先ほども予算の中の説明でもございましたけれども、実は財政健全化対策室というものをつくりまして財政健全化計画を策定したのは平成12年でございます。この平成12年度が財政状況がどういった状況かと言いますと、財政調整用4基金が56億円と、ここ最近では最低の金額に陥っていた状況でございます。今回の肉付補正後の見通しにつきまして大まかにお示しさせていただきましたが、それを下回る40億円と今のところ見込んでおるところでございます。そういったことを考えますと、今後、収支不足、要調整額につきましては、この財政調整4基金という貯金を使いながら何とか予算編成をしてきたという状況でございました。この貯金がとうとう56億円を割り込んで40億円程度になると、そういった状況を考えると財政の収支、そこをどういうふうに編成していくのか、予算編成をどういうふうにやっていくのか、そういうところに特化して取り組むというのが今必要になるんだろうというふうな認識を持っておるところでございます。

○鎌田聡委員 何か別建てで改めてつくられるイメージを持ってましたんで、やはり私も以前言ったことがあるんですけども、財政課と行政経営課は一体となって行財政改革をやるべきじゃないかという話も前させてもらったこともありますので、何か別建てで特別なチームつくるのでなくて、それぞれのノウハウとか、これまでの改革の成果だとか、そういったものを突き合わせていながら、どういう名称か、どの部分にどう財政課の中にまた入ってくるのか、別建てでになるのかわかりませんが、うまく連携を十分とれるような組織にしてほしいと思いますので、その点ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続けていいですか、行財政の関係で。これは私の質問で申し上げたことですが、

県の出資団体の関係ですね、25%以下の出資団体の関係でRKKの話と熊本ケーブルネットワークになぜ出資しているのかとお話ししましたけれども、時間の関係でそれぞれの理由はお伺いしませんでしたんで、まず、RKKについてなぜ出資しているのかということをお聞かせいただきたいと思います。1,400万円ですね、出資されています。

○小嶋行政経営課長 行政経営課でございます。

先生、今お尋ねの熊本放送RKKへの出資でございますけれども、これにつきましては、昭和28年にラジオ熊本株式会社に出資しております。当時、出資金700万、1,400株ということで出資をしたところでございまして、2回の株式無償交付を経まして現在の保有数は2,800株ということになってございます。当時の状況につきまして私どもが知り得るところでは当時の経済状況の中で民間資本だけでラジオ民放を立ち上げるのが難しかったというふう聞いておまして、そういった社会的な必要性、背景から県が出資したものと推定されるところでございます。民間放送局をめぐる社会情勢は当時とは現在は全く大きく変化しているわけではございませんけれども、これまでに約7,900万円余の配当金収入も得てございまして、一般に流通している株式でもないわけでございますので、一応、優良な資産として今のところ保有をしているという状況にあるということでございます。

○鎌田聡委員 配当が出ているということは県にプラスになっているということでいいと思うんですけども、ほかにも民間の放送局はありますので、配当が出るならば全部に出資して余計に配当をもらう、要はですね、公平に、昭和28年のときの社会情勢と今の社会情勢は違うわけですから、公平にやっていただきたいので、この点、見直す考えはないの

かどうかお伺いしたいと思います。

○小嶋行政経営課長 行政経営課でございます。

これは答弁の中でも先生の方に答弁をさせていただいておりますけれども、出資団体の見直しにつきましては、当初、実行計画をつくっております団体以外の団体に含まれているところがございます。それでそうした団体につきましても、引き続き見直しの必要があるかどうかというものにつきまして検討を重ねていくというような形で御答弁を申し上げたところだと思いますので、その必要があるかどうかあたりも含めまして今後引き続き検討させていただきたいというふうに思っております。

○鎌田聡委員 必要があるかどうかということで私は必要があると思うんですけれども。

もう1つ済みません、熊本ケーブルネットワーク株式会社ですが、これは200万円出資をされています。業務実態を見ますと、議場でも言いましたように、KDDIの完全子会社になって、いろいろ通信インフラが高速インターネットが使えない地域をここが専門的にやっているというのは理解できるんですけれども、要はBBIQだとか、NTTの光だとか、そういったところがいわば競争地域にもここは参入してきてやってきているのです。もっと言いますと、第三セクターということで国の補助金もいただきながら中身は違う事業をやっているということも、総務省の資料を見たらそういう部分もありましたもんですから、なぜ、ここだけに県が出資しているのか、これは情報企画課ですか、どこですか。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。

熊本ケーブルに出資したいきさつでござい

ます。これは当時の郵政省が進めておりましたテレトピア構想に沿うもので、テレトピア構想の場合、第三セクターであるケーブル会社を設立することがテレトピア放送の指定の条件の一つになっております。そこで地元の熊本市それと県も出資をしたといういきさつでございます。現在まだテレトピア構想自体、制度としては継続しております、鎌田委員、御指摘のように国の補助金もケーブルテレビ会社の方には交付されている状況でございます。

○鎌田聡委員 よろしいですかね、テレトピア構想が今どこにどう生きているのかよくわかりませんが、もう一度この会社がやっている業務内容を見ていただいて、要は通信インフラが民間では張れないところに、こういった三セクが乗り出していくのはわかるんですけれども、民間がやっているところにあえて手を突っ込んで来るようなことをやっている部分に県が出資しているというのは非常に不公平感があるんです。それよりも私は以前、議会で言いましたけれども、五木村だとか、本当に通信環境が整っていないところに県が何がしかの金を出して、そういった環境を整えるようなことをやるのが私は公の県の役割でないのかなと思っておりますが、いかがですか。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。テレトピア構想自体はまだ新規の指定はございませんが、引き続き高度情報化社会を実現するという制度としてはございますので、あとこの第三セクターのケーブル会社をどうするかということにつきましては、テレトピア自体、熊本地域だけでなく全国的に何カ所かございまして、そういうところとの関係等ございますので、確かに指定当時と状況がかなり変わっているというのは、そういう状況もございまして、そのあり方その他いろいろ調査させていただきまして検討させ

ていただきと思っています。

○鎌田聡委員 ぜひ県が妙なふうにと言うといかんばってん、そういうふうに見られないようにきちんとそういった回りの状況も見て本当にそこへの出資が適切なのかどうかいうのを、それぞれの今ここにまだ一覧、ずっとありますけれども、この前も言いましたけれども、やっぱりもう一回精査をしないと変な言いかりをつけられかねないところもあるというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思いますし、これも言いましたが、きょうまた陳情で来てますけれども、ロアッソに1,000万円出資を要望いたしますと、こっちの方がぜひ1,000万円はこっちに出した方が県民の理解は得られると思いますので、こういったのも含めて検討を、今出している出資団体の額とか、そういったのを見比べていただいて現在の社会情勢とか、県民ニーズといったものに見合った出資をやっていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○吉田忠道委員 消防広域推進計画ですね、午前中、説明を私は聞きましたと思いますけれども、今後のスケジュールのところでは第2回策定委員会及び第3回策定委員会の開催時期、それから、県計画の決定がいつごろになるのか、それと決定以降の予定で平成24年度までの実現を目指すとなっていますけれども、これよりも早くなることはないのか、その辺をもう1回聞きたいですが。

○坂田危機管理・防災消防総室長 今後のスケジュールでございますけれども、第2回の委員会を3月中に開催したいと思っています。それ以降パブリックコメント、これが大体、約1カ月弱くらいはかかりますけれども、そういうのを経て第3回を開催し、大体、県の計画として5月を目標に一応今しておるところでございます。それと県計画決定以降で

ございますけれども、これは24年はあくまでも最終期限ということでございますので、例えば各市町村の話し合いの中で2年とか、その中で協議が整って具体的に動き出せるならば早めにできるということでございます。

○竹口博己委員 最後に、原田総務部長、きょうは潮谷県政下における最後の委員会ですね、やさしくて難しいことを1つお尋ねします。今、5人の知事候補がしのぎを削っておられる。この大変な状況に直面した熊本県のトップとしてどなたがふさわしいのか、正直言って私ども党内議論をしますけれども、悩み迷いまだにどなたがいいのか結論に至っておりません、私どもは。そこで近々、知事になられるであろうその方に対して、職員を代表して、こうあってもらいたいという希望はございますか、答えたくなかったら答えなくてもいいですが、例えば職員を余りしかるなどか、いろいろあるかと思っておりますけれども、お聞かせ願いたいと思います。

○原田総務部長 竹口先生、お断りになりましたように、やさしいようで非常に難しい御質問だったと思います。しかし、いずれにいたしましても我々県職員としては、部長以下もちろん副知事三役以下、知事を支える立場でございます。そういうことで知事とは一心同体になって県政を推進していく必要があると思っていますので、そのあたりは新しく知事さんになられる方とその思いを一緒にできるように努力していかなければいけませんし、我々公務員として、県庁職員としてそれぞれ経歴とか、経験した知識技能それぞれ持ち合わせておりますけれども、その辺は最大限に生かされるように、あるいはそこら辺の知識経験を言うべきところはちゃんと申し上げながら、やはり組織全体として統一ある県政推進を図って非常に難しいきれい事ですけども、県民福祉の向上に努めていかなければ

ばならないと思っております。

○竹口博己委員 ありがとうございます。

○中原隆博委員長 報告事項を含んでの質疑を以上をもって終了したいと思いますが、そのほかでもございませんですね。

なければ以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。どうぞお目通しいただきたいと思いません。

これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後2時24分閉会

それでは、本日は、本年度最後の委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

この1年間、小早川副委員長初め委員各位の御協力に対しまして、委員会の活動を進めてまいりましたが、委員各位におかれましては本当に県政の抱える重要な諸課題に対しまして終始熱心な御審議を賜りして心から厚く御礼を申し上げたいと存じます。

また、各部署局長を初めといたしまして執行部の皆様におかれましては常に懇切丁寧な説明をいただきまして、また、諸問題につきまして迅速かつ真剣に対応していただきましたことに対しまして、厚く厚く御礼を申し上げます。

また、執行部の皆様方で勇退される皆様方におかれましては、長い間県政に対しまして携わっていただき、その御労苦に深甚なる敬意を表したいと思えます。今後とも県政発展のために、これまで培われました能力を後に続く皆様方にぜひひき継ぎ賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたけれども、委員各位並び

に執行部の皆様方の今後ますますの御壮健にての御活躍を心から祈念を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきますと思います。この1年、本当に皆様方お世話になりました。ありがとうございます。(拍手)

午後2時26分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長